

資料編



## 資料 1

## 臨時広報紙等

- 「台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ」1～3号
- 「広報おおしま 災害臨時号」1～9号
- 「復興まちづくりニュースレター」1～9号





## 台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第 1 号)

発行日：平成 25 年 10 月 19 日

発 行：大島町災害対策本部

### ◎被災者支援相談窓口を開設しました

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

### ○り災証明書の発行

り災証明とは、被災者が支援を受けるために必要な大切な証明です。現在各地区にて、被災家屋の調査を行っており、り災証明書を発行するための準備を進めています。申請受け付けは税務課で行います。

◆税務課 04992-2-1465

### ○災害ボランティアの派遣

大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。希望される方は下記までご連絡ください。

◆災害ボランティアセンター（大島社会福祉協議会） 04992-2-3773

### ○災害弔慰金の支給

災害弔慰金につきましては、ご遺族に対し、亡くなった方 1 人当たり 250 万円を支給します。亡くなった方がご遺族の生計を主として維持していた場合は、500 万円を支給します。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

### ○支援金の支給

災害により住宅に半壊以上の被害を受けた住民の方を対象に支援金を支給します。（最高 300 万円）

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

## ○災害援護資金の貸し付け

災害援護資金につきましては、家財や住居に損害がある場合、最高350万円を貸し付けします。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

## ○その他

### ・災害復興住宅融資

住宅金融支援機構や金融機関が災害規模により条件を設定し実施しています。詳細は、住宅金融支援機構（0120-086-353）やお近くの金融機関にお問い合わせください。

### ・金融上の措置

被災された方が通帳や印鑑を紛失した場合でも、払い戻しができるよう金融機関に周知がなされています。他にも融資や返済に係ることなど、便宜が図られることがありますので、金融機関等にお問い合わせください。

（参考）

関東財務局「平成25年度台風第26号にかかる災害に対する金融上の措置について」 <http://kantou.mof.go.jp/kinyuu/pagekthp031000066.html>

### ・携帯電話に関する支援

携帯電話をご利用中の方に対し、利用料金等の支援が受けられます。詳しくは各携帯電話会社にご相談ください。

◆a u ショップ大島 04992-2-5080

[http://www.kddi.com/corporate/news\\_release/2013/1016a/index.html](http://www.kddi.com/corporate/news_release/2013/1016a/index.html)

◆ドコモショップ伊豆大島店 04992-2-4755

[http://www.nttdocomo.co.jp/info/news\\_release/2013/10/17\\_01.html](http://www.nttdocomo.co.jp/info/news_release/2013/10/17_01.html)

◆ソフトバンク B B お客さまセンター 0120-919-860

[http://www.softbank.jp/corp/group/sbb/news/info/2013/20131016\\_01/](http://www.softbank.jp/corp/group/sbb/news/info/2013/20131016_01/)

## 台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第 2 号)

発行日：平成 25 年 10 月 21 日

発 行：大島町災害対策本部

### ◎被災者支援相談窓口を開設しています

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

### ○救援物資について

被災された方の生活を支援する救援物資については、下記にお問い合わせください。

◆総務課 04992-2-1443 （※11月8日より税務課から総務課へ変更）

### ○土のう・土のう袋について

土のうや土のう袋が必要な方は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

### ○ガレキの搬出先

個人で持ち込む場合は、下記へお願いします。料金は無料です。

◆可燃物：野増清掃工場 04992-2-1733

◆土砂：土砂捨場 04992-2-1487（地域整備課）

◆金属：京塚金属 04992-2-3589

◆その他不燃物：オーレック 04992-2-0051

個人で持ち込むのが困難な場合は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

○その他

・電気料金について

電気料金支払期日の1カ月延長や、不使用月の免除等の支援が受けられます。  
希望される方は東京電力にお申し出ください。

◆東京カスタマーセンター 0120-995-006

・自動車検査証の有効期間の延長について

車検証の有効期間の満了する日が、10/16 から 10/29 までのものは、10/30 まで有効期間が延長されます。状況によりさらに延長される可能性もあります。  
お問い合わせは各自動車工場にお願いします。

## 台風 26 号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(第 3 号)

発行日：平成 25 年 11 月 1 日

発 行：大島町災害対策本部

### ◎被災者支援相談窓口を開設しています

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

☎ 被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

### ○町・都民税、固定資産税、及び国民健康保険税の減免

住家に半壊以上の被害を受けた方や、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方については、町都民税等の一部を減免します。

☎ 税務課 04992-2-1465

### ○災害廃棄物の搬送

台風 26 号の被害にあわれた方で、廃棄物の処理場までの搬入が困難な方に対して回収申込みの受付を行っております。（搬入費用は町が負担いたします）

☎ 地域整備課 04992-2-1487

### ○被災家屋等の解体処理

台風 26 号の影響により被災された家屋、囲障等の解体撤去及び流入土砂等の除去についての相談を承っております。

☎ 地域整備課 04992-2-1487

### ○住宅困窮者への支援

#### ①住宅応急修理

半壊（大規模半壊を含む）の住宅被害を受けた方で、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となる方に対して、被害状況を確認した上で、限度額 52 万円までの補助が適用されます。（※所得制限があります、またこの制度を利用すると応急仮設住宅を利用できません）

## ②応急仮設住宅

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく応急仮設住宅を提供する予定です。今後、被災された方々のご意向を伺い、具体的な計画をお示しします。

## ③災害復興住宅融資

災害からの早期復興を支援させていただくため、住宅の建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構が最大35年間、固定金利で融資します。

## ④災害復興住宅資金利子補給

上記③の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修する場合、住宅金融機構の借入金に対して東京都の利子補給が受けられます。

**☎** 地域整備課 04992-2-1487

## ○水道料金の減免措置

今回の災害により、被害にあった建物の水道契約者に対して11月検針分の水道料金の減免を行います。（※町の【り災台帳】で確認を行う為、減免申請は必要ありません）

**☎** 地域整備課 04992-2-1487

## ○流失物の保管について

復興作業中に発見された流失物は町役場住民課にて管理を行っております。

**☎** 住民課 04992-2-1462

## ○後期高齢者医療保険料及び介護保険料の減免・猶予

災害により住家、家財等の被害を受けた方について、被害の程度により、保険料の一部の減免、及び徴収を猶予します。

**☎** 住民課 04992-2-1462

## ○医療費について

災害により被害を受けた方で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、一部負担金の免除制度があります。

☎ 住民課 04992-2-1462

## ○戸籍謄(抄)本、住民票等の証明手数料の免除

被害を受けた方が、保険金や支援金等の支給申請書等に使用するために必要な戸籍謄(抄)本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除します。

申請手続きの際には、り災証明書（コピー可）か本人確認書類が必要です。

☎ 住民課 04992-2-1462

## ○住家被害認定調査

11月1日～当面の間、住家被害認定調査の事務局を開設します。

☎ 住家被害認定調査事務局 04992-2-0731、04992-2-0732

## ○電話料金等の取扱い

電話料金等の取扱いについては以下にお問い合わせください。

### ◆【問合せ先】

[http://www.ntt-east.co.jp/tokyo/info/detail/1201873\\_2608.html](http://www.ntt-east.co.jp/tokyo/info/detail/1201873_2608.html)

NTT東日本料金問合せ受付センター ☎ 0120-635-225

<受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）>

### 【主な取扱いについて】

- ・電話サービス基本料金等の取扱い
- ・フレッツ光等の電話以外の電気通信サービス
- ・電話料金の支払期限の延長
- ・移転工事費の取扱い

※対象エリアについては、東京都大島町において避難勧告、避難指示が発令された地域となります。

# 広報 おおしま

2013年  
(平成25年)

災害臨時号

11月1日発行

台風26号の災害で広報11月号発行を見合わせましたこと、ご容赦願います。

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い

※ご連絡お待ちしています。

自主避難等で、居住地ではない場所へ、  
移られた方・・・

連絡先をお教えてください。

- ・何かお困りではないですか？
  - ・被災された皆様への様々な支援について  
ご説明します。
- そのような事をお聞きしたいです。

政策推進課 災害復興係へご連絡ください。  
電話 04992-2-1444

被災状況（10月28日 13：40 現在）

|      |      |
|------|------|
| 死 者  | 33 人 |
| 行方不明 | 9 人  |

このたびの台風26号による土砂災害により尊い人命を失われた方々と、ご遺族の皆様に  
謹んでお悔やみを申し上げます。

同時に、未だ行方の分からない方々が一刻も早く発見され、ご家族の元に帰られるようお  
祈り申し上げます。また、被災を受けた方々に心よりお見舞い申し上げます。

本来なら捜索・ガレキ処理・被災者支援・復興に向けた活動を優先したかったのですが、  
降雨・台風の接近が懸念される事態となり、緊張した日々が続くこととなりました。一時は  
島全域に避難勧告・指示を発表致しましたが、新たな災害もなく落ち着いて判断・行動いた  
だいた住民の皆様には感謝申し上げます。

加えて、被災現場を中心に昼夜問わず働いている皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

今後も町民の皆様との絆を大切にしながら役場職員一同、町の復興と再建に専念してまい  
りますので一層のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

これまで町には全国の皆様方から義援金や救援物資、多くの温かいご支援・激励が届けら  
れております。改めて最大限の感謝を申し上げます。

大島町災害対策本部長  
大島町長 川島 理史



# 台風26号による住家（家屋）被害認定調査

大島町では、10月16日に発生した台風26号による住家（家屋）の風水害被害認定調査を下記の要領で実施します。

この調査は、後々の生活再建支援のための様々な支援制度をご利用なさる際に必要となる、「り災証明書」の発行に不可欠なものですのでご協力をお願いします。

また、対象区域外でも家屋に台風26号による浸水や土砂の流入・風倒木による家屋の損壊など被害のある方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、被害にあわれた家屋については、被害の状況が確認できるよう、被害個所の写真撮影や認定調査の完了まで解体や修繕などを行わないなど、より正確な被害の認定にご協力をお願いします。

記

調査期間：10月31日（木）午後～11月8日（金）予定

## 主な調査予定区域地区

### ◆元町

おおむね、町役場～火山博物館までの区域 — ①

### ◆北の山

地の岡沢流域（都道一周道路空港入り口周辺） — ②

郷土資料館周辺 — ③

### ◆岡田

岡田「福聚寺」周辺 — ④

前田内科クリニック前～大島北部駐在間一方通行道路周辺 — ⑤

宮本交通周辺 — ⑥

### ◆泉津

込内・峠地域 — ⑥

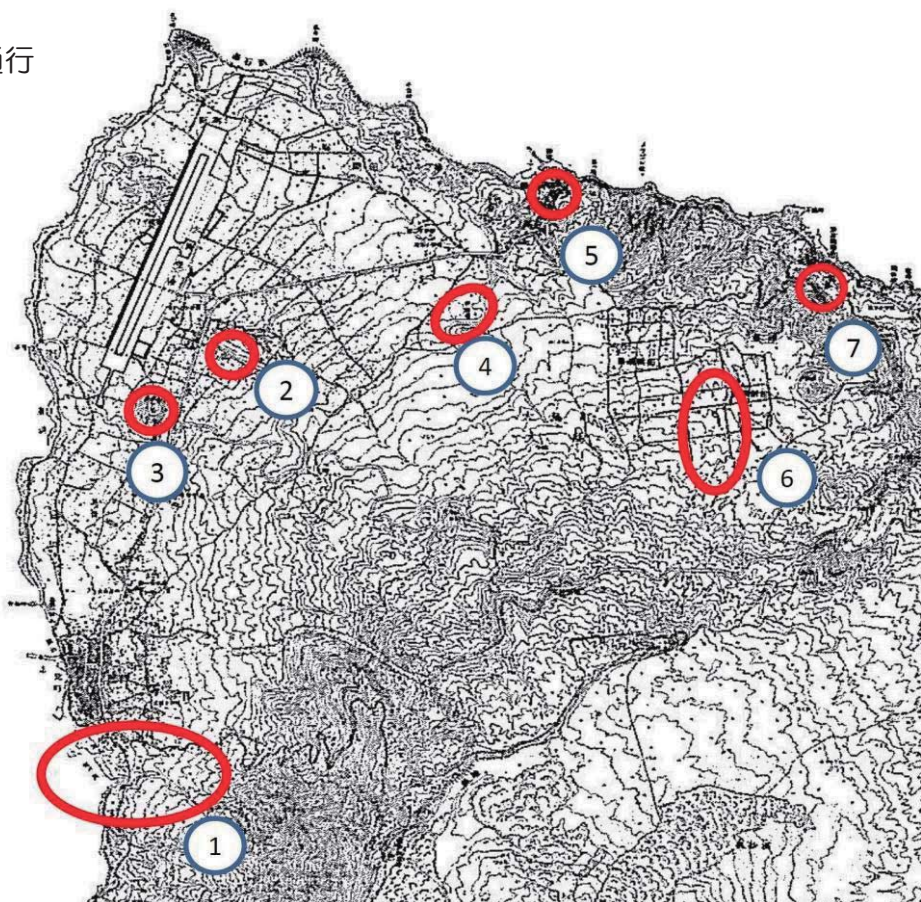
かやぶき周辺 — ⑦

## 調査の方法

1班3人編成のチームが、対象区域内の家屋を1軒ごとに聞き取り及び計測や事前にご用意いただいた被害個所の写真等を参考に、居住されていた方または関係者の立会のうえ調査します。

## お願い

調査員がお伺いした際に、予め被害個所の状況を撮影した写真をご用意いただければ、より正確な認定調査ができますので、ご協力をお願いします。



お問い合わせ 税務課 ☎2-1465

## 台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(抜粋)

### ◎被災者支援相談窓口を開設しました

被害を受けた方からのご相談をワンストップでお受けする、被災者支援窓口を開設しています。被災者支援に関する各種相談にお応えいたします。

◆被災者支援窓口（政策推進課） 04992-2-1444

### ○災害弔慰金の支給

災害弔慰金につきましては、ご遺族に対し、亡くなった方1人当たり250万円を支給します。亡くなった方がご遺族の生計を主として維持していた場合は、500万円を支給します。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

### ○支援金の支給

災害により住宅に半壊以上の被害を受けた住民の方を対象に支援金を支給します。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

### ○災害援護資金の貸し付け

災害援護資金につきましては、家財や住居に損害がある場合、最高350万円を貸し付けします。

◆福祉けんこう課 04992-2-1471

### ○救援物資について

被災された方の生活を支援する救援物資については、下記にお問い合わせください。

◆税務課 04992-2-1465

### ○土のう・土のう袋について

土のうや土のう袋が必要な方は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

### ○ガレキの搬出先

個人で持ち込む場合は、下記へお願いします。料金は無料です。

◆可燃物 野増清掃工場 04992-2-1733

◆土砂 土砂捨場 04992-2-1487（地域整備課）

◆金属 京塚金属 04992-2-3589

◆その他不燃物 オーレック 4992-2-0051

個人で持ち込むのが困難な場合は、下記にご相談ください。

◆地域整備課 04992-2-1487

### ○その他

・災害復興住宅融資

詳細は、住宅金融支援機構（0120-086-353）やお近くの金融機関にお問い合わせください。

・金融上の措置

被災された方が通帳や印鑑を紛失した場合でも、払い戻しができるよう金融機関に周知がなされています。他にも融資や返済に係ることなど、便宜が図られることがありますので、金融機関等にお問い合わせください。

・携帯電話に関する支援

携帯電話をご利用中の方に対し、利用料金等の支援が受けられます。詳しくは各携帯電話会社にご相談ください。

◆a uショップ大島 04992-2-5080

◆ドコモショップ伊豆大島店 04992-2-4755

◆ソフトバンクBBお客さまセンター 0120-919-860

・電気料金について

電気料金支払期日の1カ月延長や、不使用月の免除等の支援が受けられます。

◆東京カスタマーセンター 0120-995-006

## 災害をうけると「こころ」に傷を負います

過酷な出来事の後では、苦しい気持ちになったり、悲しみを感じたり、ひどく取り乱すようなことがあります。しかしそれは当然の「こころ」の反応です。ストレスの多い状況下では、こころの健康に気を遣うことが大切です。  
あなた自身やご家族、あなたの身近な人のこころの状態はどうでしょうか。

このような症状はありませんか。

- 頭痛、めまい、吐き気、下痢、胃痛、動悸、しびれなどが取れない。
- 気が高ぶって寝つきが悪くなったり、途中で目がさめたりする。
- 災害の体験に関連した光景が、突然、繰り返しよみがえって不快となる。
- 涙が止まらない。
- 強い不安や心配、おそれの気持ちがわく。

ほとんどの場合、気持ちは時間とともに回復していきますが、こころの傷の深さによっては治療が必要になります。1ヶ月以上経ってもつらい気持ちが続くときには、専門家に助けを求めましょう。遠慮したり、自分が弱いせいだなどと思ったりする必要はまったくありません。心配なことがある方は下記の機関にご相談下さい。

### 相談窓口

町役場福祉けんこう課（保健師）

電話 2-1471

島しょ保健所大島出張所（保健師）

電話 2-1436

都立精神保健福祉センター（相談係）

電話 03-3842-0948

## ○災害ボランティアの派遣 及び災害ボランティアの募集

大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。

**あわせて、ボランティア活動に参加していただける方を募集しています。**

宿泊先確保の関係で島外からのボランティア募集が難しい状況にあるため、町民のみなさんのお力をお貸しください。

ボランティアの派遣を希望する方、また活動に参加していただける方は、下記までご連絡ください。

◆災害ボランティアセンター（大島社会福祉協議会）

04992-2-3773

### 11月の航空便発着時刻表

| 便名   | 東京 ⇨ 大島 ⇨ 東京  |
|------|---------------|
| 1843 | 8:55発 9:35着   |
| 1844 | 10:10発 10:45着 |

11月の運休日（機体整備のため）

11月14日（木）～11月20日（水）

**ANA予約・割引運賃・運航状況等の問い合わせ**

☎0570-029-222

### 電話で弁護士に相談できる

#### 「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として弁護士の法律相談（電話相談）を実施しています。相談は無料です。相談者のプライバシーは堅く守られていますので、安心してご相談ください。

※災害関連の相談もお受けします。

相談日 月・水・金 ※祝祭日は除く

相談時間 午後1時～4時

相談予約問い合わせ

東京都生活文化局広報広聴部都民の声課

03-5388-2245



# 広報 おおしま

2013年  
(平成25年)

災害臨時号

第2号  
11月8日発行

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い

※ご連絡お待ちしています。

自主避難等で、居住地ではない場所へ、  
移られた方・・・

連絡先をお教えてください。

- ・何かお困りではないですか？
- ・被災された皆様への様々な支援について  
ご説明します。

## 【問い合わせ】

政策推進課災害対策復興係  
☎04992 (2) 1444

子ども家庭支援センターは、大島町の18歳未満の子供と家庭に関するあらゆる相談をお受けする機関です。こんなときは、大島町子ども家庭支援センターに連絡をお願いします。

- 被災・その他の事情で子どもや家族に不調があり、登園、登校できていない
- 被災し、困っていることがある
- 福祉サービスを利用したい
- 子供を預かってほしい、一時的に保護してほしい、
- 何となく話したい

大島町子ども家庭支援センター  
(福祉けんこう課)

## 【問い合わせ】

☎・FAX 04992 (2) 2381  
相談専用電話 04992 (2) 2398

被災状況 (11月5日 15:15 現在)

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 35人 |
| 行方不明 | 5人  |

## 災害ボランティアの派遣 及び災害ボランティアの募集

大島社会福祉協議会では、ガレキ等の撤去、ゴミ出し、室内清掃等を行うボランティアを派遣します。

あわせて、ボランティア活動に参加していただける方を募集しています。

宿泊先確保の関係で島外からのボランティア募集が難しい状況にあるため、町民のみなさんのお力をお貸しください。

ボランティアの派遣を希望する方、また活動に参加していただける方は、下記までご連絡ください。

## 【問い合わせ】

災害ボランティアセンター  
(大島社会福祉協議会)  
☎04992 (2) 3773

## 電話で弁護士に相談できる

### 「島しょ法律相談」

東京都では、島しょに居住される方を対象として弁護士の法律相談(電話相談)を実施しています。相談は無料です。(通話料はかかります。)相談者のプライバシーは堅く守られていますので、安心してご相談ください。

※災害関連の相談もお受けします。

相談日 月・水・金 ※祝祭日は除く

相談時間 午後1時～4時

## 【相談・予約問い合わせ】

東京都生活文化局広報広聴部都民の声課  
☎03 (5388) 2245

## 台風26号による住家（家屋）被害認定調査

大島町では、10月16日に発生した台風26号による住家（家屋）の風水害被害認定調査を下記の要領で実施します。

この調査は、後々の生活再建支援のための様々な支援制度をご利用なさる際に必要となる、「り災証明書」の発行に不可欠なものですので、ご協力をお願いします。

また、対象区域外でも家屋に台風26号による浸水や土砂の流入・風倒木による家屋の損壊など被害のある方は、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

なお、被害にあわれた家屋については、被害の状況が確認できるよう、被害個所の写真撮影や認定調査の完了まで解体や修繕などを行わないなど、より正確な被害の認定にご協力をお願いします。

### 記

調査期間：10月31日（木）午後～11月9日（土）

### 主な調査予定区域地区

#### ◆元町

おおむね、町役場～火山博物館までの区域 — ①

#### ◆北の山

北の山川流域（都道一周道路空港入り口周辺） — ②

郷土資料館周辺 — ③

#### ◆岡田

岡田「福聚寺」周辺 — ④

前田内科クリニック前～大島北部駐在間一方通行道路周辺 — ⑤

宮本交通周辺 — ⑥

#### ◆泉津

込内・峠地域 — ⑦

かやぶき周辺 — ⑧

### 調査の方法

1班3人編成のチームが、対象区域内の家屋を1軒ごとに聞き取り及び計測や事前にご用意いただいた被害個所の写真等を参考に、居住されていた方または関係者の立会のうえ調査します。

### お願い

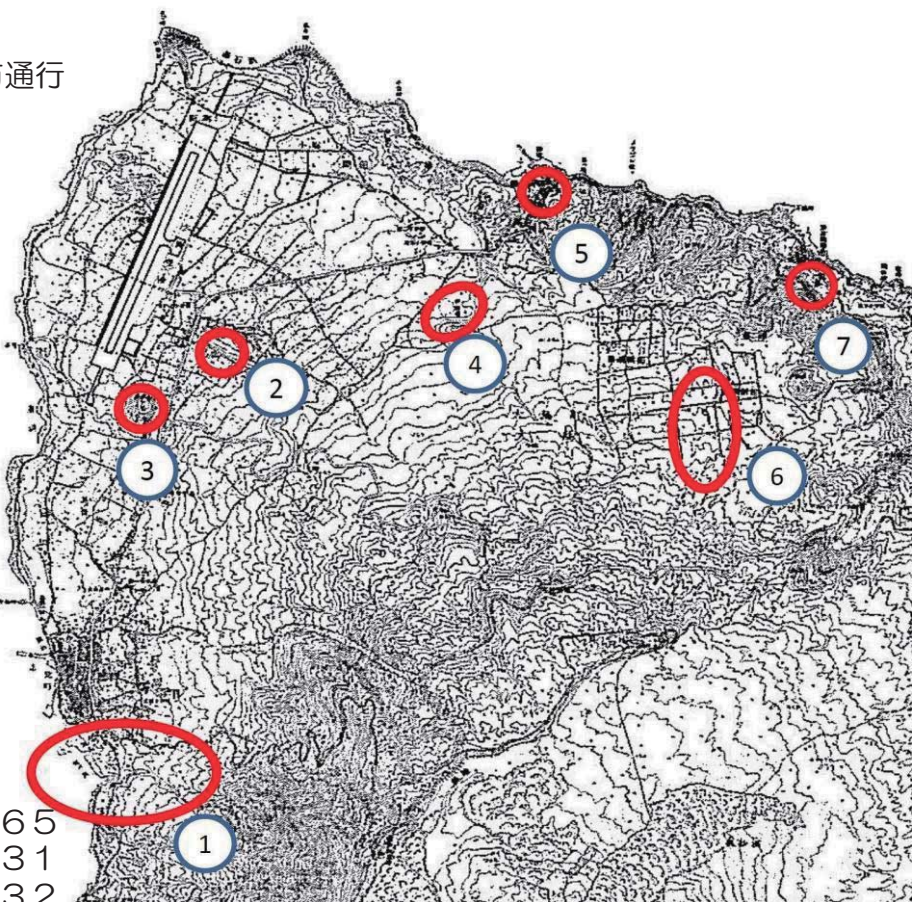
調査員がお伺いした際に、予め被害個所の状況を撮影した写真をご用意いただければ、より正確な認定調査ができますので、ご協力をお願いします。

### 【問い合わせ】

税務課 ☎04992 (2) 1465

調査事務局 ☎04992 (2) 0731

☎04992 (2) 0732



## 医療費について

### ①国民健康保険

#### ◆一部負担金の免除対象となる方

- (1) 住む家が半壊以上の被害を受けた方
- (2) 主たる生計維持者が失職・死亡・重篤な傷病を負った等により、現在収入がない方
- (1)(2)いずれかに該当される方

### ②後期高齢者医療保険

#### ◆一部負担金の免除対象となる方

- (1) 被災された方で、住民税が非課税、もしくは町・都民税が減免の方
- (2) 住家の半壊以上の被害を受けた方
- (3) 預貯金額が基準生活費の3ヶ月以下であること
- (1)から(3)全てに該当される方

【問い合わせ】住民課国保年金係 ☎04992 (2) 1462

## 町・都民税、固定資産税、保険料（税）、医療費の減免、一部負担金の免除に関するお知らせ

台風26号による風雨などに伴う被害により大島町に災害救助法が適用され、保険料（税）・医療費など減免対象となります。

対象となる要綱、申請等につきましては、担当課へお問い合わせください。

### ○町・都民税、固定資産税、保険料（税）について

#### ①町・都民税、固定資産税、国民健康保険税

##### ◆減免対象となる方

- ・住家に半壊以上の被害を受けた方
- ・所得が皆無となり生活が著しく困難となった方

##### ◆対象となる期間

今年度の納期末到来の町民税等の全額、または一部を免除します。

【問い合わせ】税務課課税係 ☎04992 (2) 1465

#### ②後期高齢者医療保険料

##### ◆減免対象・徴収猶予となる方

- ・住家・家財の10分の3以上損害を受けた方

##### ◆対象となる期間

災害後の納期末到来分（平成25年10月末）から平成26年3月分まで（平成25年度分）保険料の全部または一部を減免及び、徴収を猶予します。

【問い合わせ】住民課国保年金係 ☎04992 (2) 1462

#### ③介護保険料

##### ◆減免対象・徴収猶予となる方

- ・住家の半壊以上の被害を受けた方
- ・床上浸水の被害を受けた方
- ・家財の2分の1以上の損害を受けた方

##### ◆対象となる期間

被害の程度により、申請日時点で未到来月分から平成26年3月31日納期分までの（平成25年度分）介護保険料の全部または一部を減免及び、徴収を猶予します。

##### ◆申請に必要なもの：り災証明書・印鑑

【問い合わせ】住民課介護保険料係 ☎04992 (2) 1462



## 住宅困窮者への支援について

今回の災害により住宅に全壊等の被害を受けた方は、次の支援が受けられます。

### ①住宅応急修理

半壊（大規模半壊を含む）の住宅被害を受けた方で、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となる方に対して、被害状況を確認したうえで限度額52万円までの補助が適用されます。

（※所得制限があります。また、この制度を利用すると応急仮設住宅を利用できません）

**※修理をする前に、必ず町役場に連絡し制度を利用するための手続きを行ってください**

### ②応急仮設住宅

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく応急仮設住宅を提供する予定です。今後被災された方々のご意向を伺い、具体的な計画をお示しします。

### ③災害復興住宅融資

災害からの早期復興を支援させていただくため、住宅の建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構が最大35年間、固定金利で融資します。

### ④災害復興住宅資金利子補助

上記③の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構の借入金に対して、東京都の利子補助が受けられます。

■支援を受けるためには、いずれも「り災証明書」等が必要となります。

詳細については、パンフレット等を用意してあります。

**【問い合わせ】** 地域整備課 ☎04992（2）1487

## 流失物の保管について

復興作業中に発見された流失物は、町役場住民課にて管理を行っています。

流失物を発見した場合は、住民課までお届けください。また、仕分け作業も順次行っていますので、流失物の確認を希望される方は、住民課までお問い合わせいただくか、野増出張所までお越しください。

●発見した流失物の持ち込み場所  
町役場 1F 住民課窓口

●仕分け後の流失物の引き取り場所  
野増出張所にて受付後、2階地域センターにおいて受け取りできます。  
受付開始 11月9日～  
受付時間 午前9時～午後3時  
（当分の間、土・日の受付も行います）

**【問い合わせ】**

住民課 ☎04992（2）1462

## 水道料金の減免措置について

町では、被災された方の水道料金について、以下のとおり減免措置を行いますのでお知らせします。

1. 被害にあわれた建設物の水道契約者（り災者台帳記載者）

2. 減免する料金・期間  
11月検針分の水道料金。  
前年同月の使用水量と比較して増加水量分の料金を減免します。

3. 減免の申請手続き  
町の「り災台帳」で確認しますので、減免の申請は必要ありません。  
減免措置の対象の方には、減免内容について通知します。

**【問い合わせ】**

地域整備課 ☎04992（2）1487

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

お願い

※ご連絡お待ちしています。

自主避難等で、居住地ではない場所へ、移られた方・・・

連絡先をお教えてください。

- ・何かお困りではないですか？
- ・被災された皆様への様々な支援についてご説明します。

【問い合わせ】

政策推進課災害対策復興係

☎04992 (2) 1444

被災状況 (11月 8日 15:30 現在)

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 35人 |
| 行方不明 | 4人  |

## り災証明書の発行についてのお知らせ

◆り災証明書の発行を11月21日(木)から行います。

### 1. り災証明書とは

災害による住宅の被害については、市町村が被害の程度を認定し、り災証明書を発行します。り災証明書は、皆様からの申請に基づき発行します。り災証明書は各種の支援制度を受けるにあたって、必要な書類です。

### 2. り災証明書の申請者

被災建物にお住まいの方、被災建物を所有している方、被災建物を管理している方等。代理で申請される場合は、委任状が必要となります

### 3. り災証明書発行に必要なもの

- ①調査済み証 建物の被害認定調査にお伺いした際に、直接お渡ししたか、家屋に貼っておいたものです。
- ②運転免許証または保険証など、本人確認ができるもの
- ③印鑑 (認め印でも結構です)
- ④り災証明書交付申請書 (本誌に折り込み封入) 必要事項をあらかじめ記入いただき、当日持参ください
- ⑤ (代理で申請される場合は) 委任状



#### 4. 被害があった建物で「調査済み証」が見当たらない場合、

- ①「不在票」が投函されていた場合は、再度調査に伺いますので、不在票に記載されている電話番号に連絡をお願いします。
- ②それ以外の方については、建物被害認定調査事務局（04992-2-0731もしくは0732）まで連絡をお願いします。

#### 5. り災証明書発行ならびに各種支援制度等相談の集中対応期間

多くの方がり災証明書を取りに来られることが予想されますので、集中対応期間を設けます。目安として以下の地区割りで発行しますので、ご協力をお願いします。

なお、同時に、今後の住まいに関することや各種支援制度について相談できる「特別相談窓口」を開設します。こちらについても併せてご利用ください

- 期間：11月21日（木）～27日（水）（土日も発行します）
- 時間：午前8時～午後8時
- 場所：大島町 開発総合センター 1階 大会議室

#### り災証明書の地区別発行日（地区の指定日にできるだけお越しください）

| 発行日       | 居住地区           |
|-----------|----------------|
| 11月21日（木） | 元町神達、泉津        |
| 11月22日（金） | 家の上、丸塚、大金砂     |
| 11月23日（土） | 岡田地区、元町3丁目、北の山 |
| 11月24日（日） | 元町2丁目 大徳より南側   |
| 11月25日（月） | 元町2丁目 大徳より北側   |
| 11月26日（火） | 元町1丁目、神田屋敷     |
| 11月27日（水） | 予備日            |

なお、集中対応期間以降については、通常の開庁時間に対応いたします

#### 【問い合わせ】

大島町政策推進課災害対策復興係 ☎04992（2）1444

## <参考>

### 住宅の被害認定調査について

#### 被害認定とは…

被害認定とは、地震や風水害等の災害により被災した住宅の「被害の程度（全壊、半壊等）」を認定することを言い、市町村により実施されます。この認定結果に基づき、被災者の方々に「り災証明書」が発行されます。

#### 被害の程度とは…

住宅の被害の程度については、国で基準が定められています。

住宅の屋根、壁等の経済的被害の全体に占める割合（＝損害割合）に基づき、被害の程度を認定します。

今回の災害では、この住家の被害認定による「全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊」の4区分、泥流・土砂等の流入状況による「床上浸水・床下浸水」の2区分のそれぞれで判定を実施しました。

#### 調査の方法は…

被害認定調査については、国で標準的な調査方法が定められています。

具体的には、研修を受けた調査員（市町村の職員等）が、原則として2人以上のグループで、被災された住宅に伺い、住宅の傾斜、屋根、壁等の損傷状況を調査します。

### 台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(抜粋)

#### 住宅困窮者への支援について

今回の災害により住宅に全壊等の被害を受けた方は、次の支援が受けられます。

##### ①住宅応急修理

半壊（大規模半壊を含む）の住宅被害を受けた方で、応急修理を行うことで被害を受けた住宅での生活が可能となる方に対して、被害状況を確認したうえで限度額52万円までの補助が適用されます。

（※所得制限があります。また、この制度を利用すると応急仮設住宅を利用できません）

**※修理をする前に、必ず町役場に連絡し制度を利用するための手続きを行ってください**

##### ②応急仮設住宅

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく応急仮設住宅を提供する予定です。今後被災された方々のご意向を伺い、具体的な計画をお示しします。

##### ③災害復興住宅融資

災害からの早期復興を支援させていただくため、住宅の建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構が最大35年間、固定金利で融資します。

##### ④災害復興住宅資金利子補助

上記③の「災害復興住宅融資」を借り受けて住宅を建設・購入又は補修について、住宅金融支援機構の借入金に対して、東京都の利子補助が受けられます。

■支援を受けるためには、いずれも「り災証明書」等が必要となります。

詳細については、パンフレット等を用意してあります。

**【問い合わせ】** 地域整備課 ☎04992（2）1487

## 台風26号に伴う被害に関する町役場からのお知らせ(抜粋)

### ○災害弔慰金の支給

災害弔慰金につきましては、ご遺族に対し、亡くなった方1人当たり250万円を支給します。亡くなった方がご遺族の生計を主として維持していた場合は、500万円を支給します。

【問い合わせ】 福祉けんこう課 ☎04992 (2) 1471

### ○支援金の支給

災害により住宅に半壊以上の被害を受けた住民の方を対象に支援金を支給します。

【問い合わせ】 福祉けんこう課 ☎04992 (2) 1471

### ○災害援護資金の貸し付け

災害援護資金につきましては、家財や住居に損害がある場合、最高350万円を貸し付けします。

【問い合わせ】 福祉けんこう課 ☎04992 (2) 1471

### ○戸籍謄(抄)本、住民票等の証明手数料の免除

被害を受けた方が、保険金や支援金等の支給申請書等に使用するために必要な戸籍謄(抄)本、住民票の写し、印鑑登録証明書等の手数料を免除します。

申請手続きの際には、り災害証明書(コピー可)か本人確認書類が必要です。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

### ○医療費について

災害により被害を受けた方で、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に加入されている方につきましては、一部負担金の免除制度があります。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

### ○後期高齢医療保険料及び介護保険料の減免・猶予

災害により、住家、家財等の被害を受けた方について、被害の程度により、保険料の一部減免、及び徴収を猶予します。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

### ○町・都民税、固定資産税及び国民健康保険税の減税

住家に半壊以上の被害を受けた方や、所得が皆無となり生活が著しく困難となった方については、町都民税等の一部を減免します。

【問い合わせ】 住民課 ☎04992 (2) 1462

### ○流失物の保管について

復興作業中に発見された流失物は、町役場住民課にて管理を行ってます。

●発見した流失物の持ち込み場所  
町役場 1F 住民課窓口

●仕分け後の流失物の引き取り場所  
野増出張所にて受付後、2階地域センターにおいて受け取りできます。

受付開始 11月9日～

受付時間 午前9時～午後3時

(当分の間、土・日の受付も行います)

【問い合わせ】

住民課 ☎04992 (2) 1462

### ○災害廃棄物の搬送

台風26号の被害にあわれた方で、廃棄物の処理場までの搬入が困難な方に対して回収申し込みの受け付けを行っております。(搬入費用は町が負担いたします。)

### ○被災家屋等の解体処理

台風26号の影響により被災された家屋、囲障等の解体撤去及び流入土砂等の除去についての相談を承っております。

【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992 (2) 1487

# 広報 おおしま

2013年  
(平成25年)

災害臨時号

第4号  
12月1日発行

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

建物被害認定調査の実施状況（11月24日 現在）

| 住家   | 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 | 計   |
|------|----|-------|----|------|-----|
| 床上浸水 | 68 | 14    | 22 | 14   | 118 |
| 床下浸水 | 3  | 1     | 3  | 66   | 73  |
| 浸水なし | 0  | 0     | 0  | 12   | 12  |
| 計    | 71 | 15    | 25 | 92   | 203 |

| 非住家  | 全壊 | 大規模半壊 | 半壊 | 一部損壊 | 計   |
|------|----|-------|----|------|-----|
| 床上浸水 | 59 | 9     | 24 | 68   | 160 |
| 床下浸水 | 0  | 0     | 1  | 8    | 9   |
| 浸水なし | 3  | 0     | 0  | 10   | 13  |
| 計    | 62 | 9     | 25 | 86   | 182 |

被災状況（11月 8日 15：30 現在）

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 35人 |
| 行方不明 | 4人  |

台風26号による土砂災害から1ヶ月半がたちました。未だ行方の分からない方々が、ご家族の元に帰られるよう願わずにはおれません。

「捜索が打ち切られた」との声もありますが、町はそのような発表はしておりません。自衛隊などの支援機関が撤収したことは事実ですが、それは捜索の検証と現地視察をした上で、撤収を確認したものです。支援機関の皆様には全力を尽くして頂きました。（10月17日～11月8日、23日間、のべ35,000人）

特に自衛隊につきましては、町長として都知事に災害派遣を要請し、基本的に救助・捜索の任務を終えたものであり、警視庁・東京消防庁等を含め、心から感謝しております。

陸上につきましては、今後、一部残されたガレキ処理と復旧作業の中で、捜索について常に留意していただくことになっています。現在は、海での捜索を重点とし、大量に流出した土砂・ガレキ等の処理と慎重な捜索を、東京都にお願いしています。漁港・港湾や壊滅的な打撃を受けた漁場の回復も進めていかなければなりません、そうした中でも漁業者の皆さんには、献身的な捜索を進めていただいております、感謝に絶えません。

新たな台風接近への対応があったとはいえ、遺族や被災者の皆様への支援が遅れ、申しわけなく思っております。ここにきて認定調査・り災証明書の発行、各種相談と、ようやく本格的な支援が軌道に乗りつつあります。また、今回の土砂災害を教訓とした、当面する「警戒区域」の設置や、避難よびかけの「基準」についても準備を進めております。さらに、本年中には、「復興の基本方針」を示せるよう準備を進めております。

東京都と国の絶大なる支援をいただきながら、町民の皆様との絆を大切にするとともに、被災者の皆様の思いによりそって、役場職員一同、町の再建と復興に専念してまいりますので、一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

大島町災害対策本部長

大島町長 川島 理史



## ＝ 災害義援金に関するお知らせ ＝

台風26号災害による義援金の配分及び報告にお時間を要したことに対し、深くお詫び申し上げます。この度、台風26号の被災者に対する東京都、日本赤十字社東京都支部及び東京都共同募金会に寄せられた義援金の第1次配分（総額：1億5千7百万円）を大島町災害義援金配分委員会において下記の通りに決定しましたのでお知らせします。該当者につきましては配分に関わる申請手続きをお願いします。

### 1. 東京都災害義援金第1次配分の対象

- 人的被害・・・死亡者・行方不明者のいる世帯及び災害障害見舞金該当者
- 住家被害・・・全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊（床上浸水、床下浸水）の世帯主

### 2. 申請方法

| 被 害  | 配分対象受取者（申請者）                                                                                                                                               | 必要なもの等                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人的被害 | <b>死亡者行方不明者のいる世帯</b><br>ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母の順で、災害弔慰金における支給順位が最も高い方<br>イ. アに該当する方がいない場合は、死亡者の法定相続人の方（兄弟姉妹等）<br>ウ. ア及びイに該当する方がいない場合は、葬祭を執り行われたご親族の方            | (1) 印鑑<br>・代理の場合は、本人と申請者の両方<br>(2) 預金口座通帳の写し<br>・受取者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義（フリガナ）が印字された部分の写し<br>(3) 災害義援金支給申請書（受付記入）<br>(4) 請求書兼口座振込依頼書（受付記入）<br>(5) 台風26号による災害義援金受領に係る同意書<br>※同順位の受取者該当の方がいる場合のみ必要となります。<br><br>必要な書類がある場合、町役場より連絡します。 |
|      | <b>災害障害見舞金該当者</b>                                                                                                                                          | ※今後ご案内します。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 住家被害 | <b>住家の世帯主</b><br>※住家における世帯主の基準は「り災証明」に基づきます。1戸の住宅で住所登録を別にする世帯が複数存在するときは、複数の世帯主に対して義援金を支給します。<br>※世帯主がお亡くなりになった場合や行方不明の場合には、「人的被害に対する義援金」と同様の受取者（申請者）となります。 | (1) り災証明書<br>(2) 預金口座通帳の写し<br>・受取者名義の口座で、金融機関名、取引店名、種目、口座番号、申請者名義（フリガナ）が印字された部分の写し<br>(3) 印鑑<br>・代理の場合は、本人と申請者の両方<br>(4) 身分証明書の写し<br>・運転免許証、健康保険証等<br>(5) 災害義援金支給申請書（受付記入）<br>(6) 請求書兼口座振込依頼書（受付記入）                                             |

### 3. 集中受付期間

下記の日程において、集中申請期間を設けます。この期間に申請していただければ、出来るだけ早い振り込みが可能となります。

#### 義援金申請集中受付期間

期間：平成25年12月4日（水）～6日（金）

時間：午前8時30分～午後6時（受付終了）

場所：大島町開発総合センター 1階 大会議室

※集中受付期間に申請された場合、口座への振込は12月16日（月）を予定しております。

※集中期間以外は町役場・福祉けんこう課窓口で受け付けております。

### 4. 東京都災害義援金第1次配分の対象及び金額

| 被害           | 支給対象           | 第1次配分（単位：円） |
|--------------|----------------|-------------|
| 人的被害（1人当たり）  | 死亡者・行方不明者のいる世帯 | 1,000,000   |
|              | 災害障害見舞金該当者     | 800,000     |
| 住家被害（1世帯当たり） | 全壊             | 1,000,000   |
|              | 大規模半壊          | 800,000     |
|              | 半壊             | 500,000     |
|              | 一部損壊（床上浸水あり）   | 50,000      |
|              | 一部損壊（床下浸水あり）   | 25,000      |

### 5. 留意事項

- (1) 代理人による受付は可能ですが、振込先は受取者の名義の口座のみとなります。
- (2) 人的被害と住家被害の両方に該当する場合は、両方の申請が可能です。それぞれの必要書類をそろえて、申請にお越しく下さい。
- (3) 「り災証明」の発行をされていない方は、町役場税務課にてお手続きが可能です。併せて必要書類をお持ち下さい。
- (4) 大島町の公式ホームページ（<http://www.town.oshima.tokyo.jp/>）より、申請書等のダウンロードができます。お手続きの短縮を望まれる場合はこちらをご利用下さい。

#### 【問い合わせ】

福祉けんこう課 ☎04992（2）1471

## ＝ 土石採取のお願いとお知らせ ＝

このたび東京大学、京都大学、九州大学等の研究者グループにより、「台風26号による伊豆大島で発生した土砂災害の総合研究」が行われることになりました。

これは、文部科学省の補助金を元に、今回の災害の科学調査及び、今後の災害に備え防災技術の提供を目的とするものです。

つきましては、被災地域内での土砂採取を行いたく、お知らせするものです。採取後に残地物はなく、現状復旧します。また、説明会も開催しますので、御理解をお願いします。

#### 【問い合わせ】

政策推進課 ☎04992（2）1444



## ＝ 12月から災害ボランティアセンターは、土日祝日は休館となります。 ＝

11月25日まで現地の状況確認をしたところ、土砂出し、ガレキ撤去などのニーズは終息傾向にあるため、12月から災害ボランティアセンターにつきましては土曜日・日曜日・祝日は休館とさせていただきますことになりました。（※12月1日(日)より休館）

今後も引き続き平日に活動を行っていきます。

なお、活動内容などについては、当センターの公式サイト、公式Facebookをご覧ください、メール、またはお電話にてお問い合わせください

### 【問い合わせ】

大島社協・災害ボランティアセンター

☎04992(2)3773

ホームページ <http://oshima.vc/>

## ＝ 被災自動車の処理 ＝

台風26号により被災し、損壊した自動車及びバイクの処理については、以下のように町が処理を進めていきます。

### ①一括して町に依頼する場合

地域整備課窓口もしくは電話にて受付します。抹消登録手数料は自己負担となりますが、その他の処分費等については町が負担します。

### ②自動車修理工場に依頼する場合

自動車修理工場に抹消登録の依頼をしてください。その後、地域整備課に連絡をいただければ現地引取から処分まで町が負担します。

※すでに自動車修理工場と廃車に関する支払いが済んでしまっている方については、地域整備課にご連絡ください。

### 【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992(2)1487

## ＝ 応急仮設住宅 ＝

全壊等の被害を受けた方で、住宅が必要な方に入居していただく方への応急仮設住宅の提供を予定しており、島内で候補地の選定を進めてきました。

この度、旧大島町立北の山小学校跡グラウンドを第一の候補地として、進めることとなりました。

建設スケジュールなどが決まり次第、今後、具体的な計画を示します。

### 【問い合わせ】

地域整備課 ☎04992(2)1487

## ＝ 被災自動車の抹消登録手続き ＝

【手続き】所有者、または代理の方にてお願いします。

【手数料】所有者、または代理の方にてご負担をお願いします。

## ＝ 課税保留等被災自動車の手続き ＝

### ○普通自動車

・抹消登録の有無にかかわらず【事故車申立書】を大島支庁総務課税務係まで提出をお願いします。（り災証明書等の添付は必要ありません。誰でも申請が可能です。）

・納付された自動車税につきましては、還付されます（11月～3月分）。なお、来年度以降については課税されません。

### ○軽自動車

次のいずれかに当てはまる場合、【軽自動車税の課税保留申立書】を町役場税務課課税係まで提出をお願いします。なお、来年度以降については課税されません。

・大破による修理不可能な車輛及び、水没等による引き上げ不可能な車輛

・納税義務者及び、軽自動車の所在が不明

○ご不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

### 【問い合わせ】

普通自動車に関する問い合わせ

大島支庁総務課税務係

☎04992(2)4411

### 【問い合わせ】

軽自動車に関する問い合わせ

税務課 ☎04992(2)1465

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

## ＝『大島町災害復興本部』を設置しました＝

町の復興及び住民生活の再建と安定に関する事業を迅速かつ計画的に遂行するため、大島町災害復興本部を設置しました。

被災状況(11月 8日 15:30 現在)

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 35人 |
| 行方不明 | 4人  |

## ＝ 応急仮設住宅いよいよ着工＝

1月中の竣工を目指し、現在工事等を行っています。  
近隣の住民の方々には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力のほどよろしくお願いします。

## ＝大島町被災支援事業＝

町では、台風26号災害の被災者支援事業として、下記の事業を実施します。  
事業開始のお知らせが遅れましたことをお詫びします。被災者支援を最優先に考えた事務処理に努めてまいります。このため、平成25年10月16日(水)から適用される事業もありますので、各担当課にお問い合わせ願います。

記

### 1.ご遺族対応費

- ① 島外に住んでいるご遺族(原則の対象は配偶者・親・子、場合によっては兄弟・姉妹等が対象)が来島するために必要な費用(交通費・宿泊料)を補助します。
- ② 対象期間は、平成25年10月16日(水)から平成26年3月31日(月)までを予定しています。
- ③ 今までにかかった費用についても対象とします。(回数や人数に制限があります。)

#### 【問い合わせ】

福祉けんこう課 ☎04992(2)1471

### 2.災害により入院されている(された)方への支援

- ① 一部負担金(個人が支払う医療費)の免除または補助します。(対象期間は、平成25年10月16日(水)から平成26年1月15日(水)の予定です。)
- ② 退院後、通院が必要な場合は、交通費及び宿泊料を補助します。(対象期間は平成26年3月31日(月)までを予定しています。)
- ③ 上記②に付添が必要な場合も交通費及び宿泊料を補助します。(対象期間は、平成26年3月31日(月)までを予定しています。)

#### 【問い合わせ】

住民課(一部負担金) ☎04992(2)1462

福祉けんこう課 ☎04992(2)1471

### 3.災害により入院されている(された)家族の方(配偶者・親・子等)への支援

- ① 常時、入院患者の方の面会などが必要な場合、交通費及び宿泊料を補助します。  
(対象期間は、平成25年10月16日(水)から平成25年12月15日(日)を予定しています。)  
(裏面に続きます)

## ＝ 大島町被災者支援事業（つづき） ＝

② 災害により入院されている方に大島から見舞い等に行く場合、交通費及び宿泊料を補助します。ただし、回数や人数に制限があります。（対象期間は、平成25年10月16日（水）から平成26年1月15日（水）までを予定しています。）

### 【問い合わせ】

福祉けんこう課

☎04992（2）1471

## 4.住家被災者への支援

自宅に住むことが出来なくなった方で応急仮設住宅に入居できるまでの期間については、次のとおり支援します。（原則の対象者は、応急仮設住宅入居予定者です。）

① 町が家賃（上限額あります。）を負担します。

② 電化製品等、生活に必要な物品については、町が購入し、貸与します。

③この支援は平成25年10月16日（水）から適用しますので、個人でアパートなどを借り、家賃を支払っている方は、担当課にお問い合わせ願います。

### 【問い合わせ】

総務課

☎04992（2）1443

## 5.その他の支援

(1) 医療センターに入院していた方への支援

医療センター入院中にヘリ搬送により、都内の病院に入院した方の家族（配偶者・親・子等）が大島から見舞いに行った場合等、交通費及び宿泊料を補助します。

対象期間は、平成25年10月20日（日）から平成25年11月8日（金）までです。

(2) 人工透析患者の方及び付添が必要な場合の付添者への支援

医療センターで治療が受けられなかった期間において、島外病院で透析した方に交通費及び宿泊料等を補助します。

対象期間は、平成25年10月20日（日）から平成25年11月8日（金）までです。

### 【問い合わせ】

福祉けんこう課

☎04992（2）1471

## ＝ 応急仮設住宅への入居申請受け付けのお知らせ ＝

応急仮設住宅への入居申請の受付を下記のとおり行います。

※これまで特別相談窓口でご相談いただいた方、大島町役場から電話で意向確認をさせていただいた方も、下記の期間に必ず入居申請をお願いします。

記

○対象世帯 平成25年台風第26号に伴う災害により、居住していた住家が全壊・滅失し、居住する家がなく、自己の資力では住家を確保することが困難な世帯  
（大島町発行の、「り災証明書」で、原則として全壊の被害状況の方）  
※大規模半壊等の場合は、居住していた住家への居住困難性等を踏まえて、入居の可否を決定します。

○申請受付 平成25年12月16日（月）から平成25年12月20日（金）まで  
（※この受付期間に申請できない方は、ご連絡ください。）  
午前8時30分から午後5時まで  
大島町役場地域整備課窓口にて

○入居申請に必要なもの

① 応急仮設住宅 入居申請書（当日、窓口でご記入いただきます）

② り災証明書

※入居の可否、入居時期などについては、決まり次第、大島町役場からお知らせします。

### 【問い合わせ】

地域整備課

☎04992（2）1487



受付番号

**応急仮設住宅 入居申請書**  
(平成25年 台風第26号による住宅被害)

平成 年 月 日

## 【申請者】

|                  |                            |
|------------------|----------------------------|
| ふりがな             |                            |
| 氏 名              |                            |
| 現在の居所<br>(連絡先住所) | 避難所、実家、親戚( )の家、賃貸住宅、その他( ) |
| 連絡先<br>(携帯電話等)   | — —                        |

|                                                             |                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| り災時の<br>住 所                                                 | 大島町 — —                                                                                                                                                                      |
| り災証明書の番号                                                    |                                                                                                                                                                              |
| り災程度<br>(○印)<br>※り災証明書の<br>被害の程度<br>と同じものに<br>○をして<br>ください。 | <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <span>全壊</span> <span>大規模半壊</span> <span>その他</span> </div> その他の方は、住宅・ライフライン(電気・ガス・水道等)・道路の状況等を可能な範囲で下欄に記入してください。 |
| 特記事項がある場合は、裏面もお使いいただけます。                                    |                                                                                                                                                                              |

世帯員の中に下記に該当する方がいらっしゃる場合は、優先区分欄に対応する番号を記入してください。

| 応急仮設住宅ご希望の世帯員のみご記入ください。                                             | ふりがな<br>氏 名 | 続 柄 | 性別<br>(○印) | 生年月日<br>(満年齢)            | 優先区分                     |
|---------------------------------------------------------------------|-------------|-----|------------|--------------------------|--------------------------|
|                                                                     |             |     | 本人         | 男<br>女                   | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |
|                                                                     |             |     | 男<br>女     | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |                          |
|                                                                     |             |     | 男<br>女     | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |                          |
|                                                                     |             |     | 男<br>女     | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |                          |
|                                                                     |             |     | 男<br>女     | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |                          |
|                                                                     |             |     | 男<br>女     | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |                          |
|                                                                     |             |     | 男<br>女     | 明/大/昭/平 (○印)<br>・ ・ ( 歳) |                          |
| 入居希望人数                                                              |             | 人   |            |                          |                          |
| 車の所有 ( )台 ※1世帯に1台分の車両保管場所を用意します。入居予定世帯数によっては、入居住宅以外の場所に用意することがあります。 |             |     |            |                          |                          |

&lt;優先区分の番号&gt;

乳幼児

1

妊婦

2

障害者

3

難病患者

4

65歳以上の高齢者

5

中学生以下の生徒

・児童

6

( 切り取ってお使いください )

※この申込書に記載いただいた被災時の住所、氏名、年齢、生年月日、家族構成(氏名・年齢・生年月日)、優先区分等の個人情報については、東京都、国など、公的機関からの照会があった場合、提供することがありますので、あらかじめご了承ください。

## 特記事項



今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況（3月 12日 現在）

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 36人 |
| 行方不明 | 3人  |

## 台風26号大島町土砂災害に係る住民説明会の開催について

平成25年10月16日に発生しました台風26号大島町土砂災害から早くも5カ月が経とうとしております。未だ進まぬ被災現場及び大島町の復興に住民の皆様には多大なご迷惑をおかけしておりますことお詫び申し上げます。

さて、大島町及び東京都では、関係機関の協力のもと、専門家の意見などを参考にしながら、各種検討をまいりました。ようやく復興に向けての進め方がまとまってきました。

つきましては、下記にて住民説明会を開催いたしますので、ご出席の程よろしく申し上げます。

### 記

1. 名 称 台風26号大島町土砂災害に係る住民説明会
2. 内 容
  - (1) 復興計画の策定に向けての今後の進め方
  - (2) 平成26年度当初予算（復旧・復興関係予算）の概要
  - (3) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の報告について
  - (4) その他
3. 日 時 平成26年4月3日（木） 19:00～
4. 場 所 開発総合センター2階 大集会室

お問い合わせ先  
大島町役場政策推進課 災害対策復興係  
電話 04992-2-1444  
FAX 04992-2-1371

## 大島町復興町民会議の委員募集について

大島町では、平成25年台風26号大島町土砂災害からの復興を図るための計画の策定に関し、広く町民の提案及び意見を反映していくため、町内各団体代表者、東京都大島支庁、議会代表者、町などから構成される「大島町復興町民会議」を設置することといたしました。

本会議では土砂災害対策や土地の利用計画等のハード事業や、生活再建・住宅再建支援等のソフト事業について、大島町及び大島町復興計画策定委員会に意見・要望をしていきます。

さらに本会議の委員に、町民も加えることとし、下記により公募することとしました。参加を希望される町民の方は、必要事項記入の上、申込書の提出をお願いいたします。

### 記

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 1. 名 称  | 大島町復興町民会議                       |
| 2. 目 的  | 復興計画の策定に関し、広く町民の提案及び意見を反映していくため |
| 3. 任 期  | 平成26年9月末                        |
| 4. 回 数  | 全6回程度                           |
| 5. 報 酬  | 無報酬                             |
| 6. 資 格  | 大島町在住または出身者                     |
| 7. 申込期限 | 平成26年3月26日（水）まで                 |
| 8. 申込場所 | 町役場政策推進課または各出張所                 |
| 9. その他  | 申込用紙は右面をお使いください                 |

※ 第一回会議は4月上旬を予定しております

※ 応募者数または居住地域の偏りなどにより調整させていただく場合があります

お問い合わせ先

大島町役場政策推進課 災害対策復興係

電話 04992-2-1444

FAX 04992-2-1371

## 大島町復興町民会議 委員申込書

私は、「大島町復興町民会議」の委員として参加申し込みいたします。

平成26年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印) \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

— ・ — ・ — 切り取り — ・ — ・ — 切り取り — ・ — ・ —

### ○ 焼却場へのごみの持込みについて

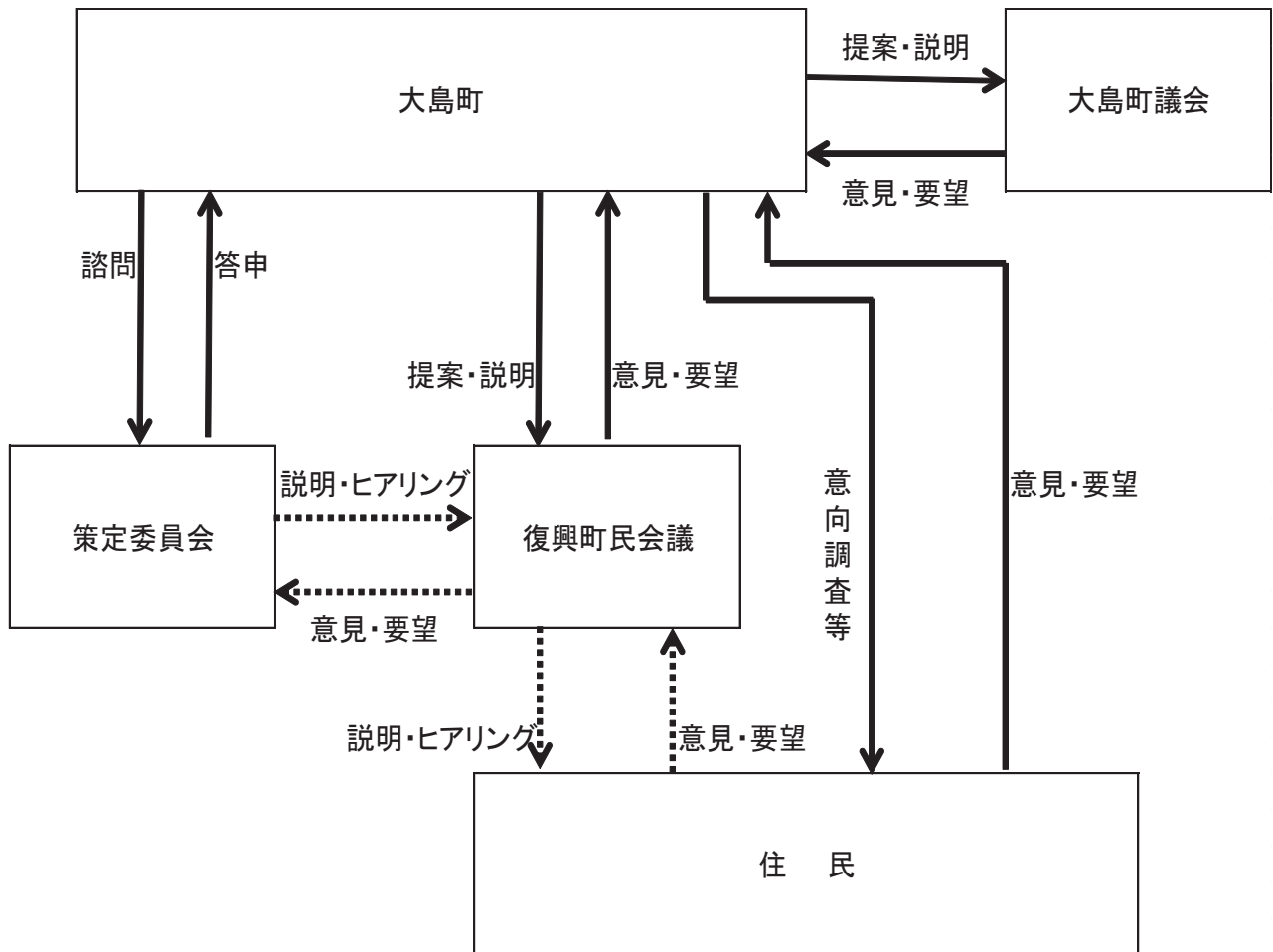
これまで燃やせるごみの持込み先でした「野増清掃工場」ですが、平成26年3月31日  
をもちまして、閉鎖となります。

平成26年4月1日からの持込みについては新しい焼却場「千波環境美化センター」へ  
お願いいたします。

場所は、粗大ごみ処理場（有京塚金属）への入口で、都道から入ると正面に大きな煙  
突がありますので、それを目印にしてください。

地域整備課 生活環境係 ☎2-1487

## 大島町復興計画(仮称)策定のイメージ



今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況 (6月25日 現在)

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 36人 |
| 行方不明 | 3人  |

## 大島町復興計画策定へ向けて…

大島町では、台風26号伊豆大島土砂災害からの復旧そして復興への計画をまとめた「大島町復興計画」を平成26年9月末に策定することを目指しています。それに伴い、平成26年2月21日より大島町復興計画策定委員会を設置し、計画案の策定を進めています。

### 大島町復興計画策定委員会のこれまでの議論内容

- 第1回  
(H.26.2.21) 平成25年台風第26号による被害の概要  
これまでの応急復旧対策の概要  
大島町復興計画の策定について  
復興に向けた住民意向調査について  
伊豆大島土砂災害対策検討委員会の検討状況
- 第2回  
(H.26.3.27) 大島町土砂災害復興基本方針（改訂）（案）について
- 第3回  
(H.26.4.25) 伊豆大島土砂災害対策検討委員会の報告について
- 第4回  
(H.26.6.4) 大島町復興町民会議の各分科会の検討状況の報告  
大島町復興計画骨子（案）について



## 大島町復興計画策定委員会ってどんな組織？

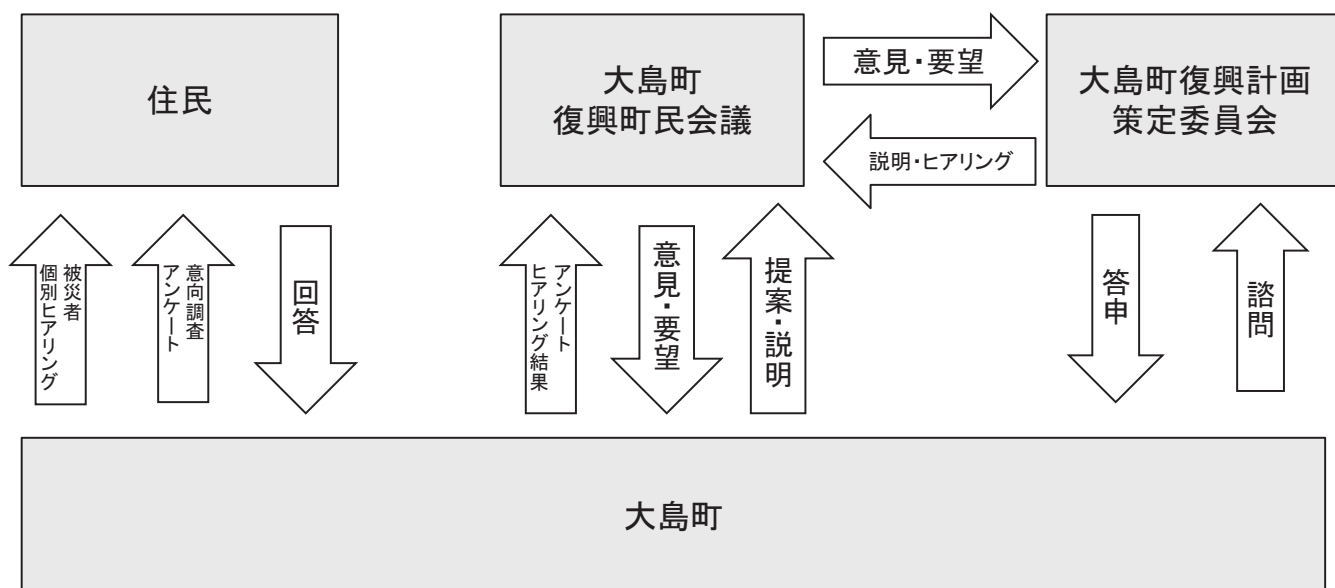
大島町復興計画策定委員会では、専門知識を有する学識経験者と東京都及び大島町関係者が大島の今後の復旧・復興の基本となる大島町復興計画（案）を検討しています。検討するにあたり、住民の意見・要望を大島町復興町民会議と情報を共有し、住民が思い描く復旧・復興を復興計画に可能な限り反映させるよう努めています。

策定委員会の一部の委員も復興町民会議に出席し、ワークショップ形式にて直接住民と意見を交わして策定委員会での参考としています。この未曾有の大災害からの復興に向けて、「大島町土砂災害復興基本方針」を軸に、町民の皆さまとの協働と連携による「安全・安心なまち」「住み続けられる大島」の再生に向けて、大島町復興計画（案）をまとめています。

まとめられた大島町復興計画（案）は大島町に提案され、大島町の決定をもって【大島町復興計画】として策定される予定です。

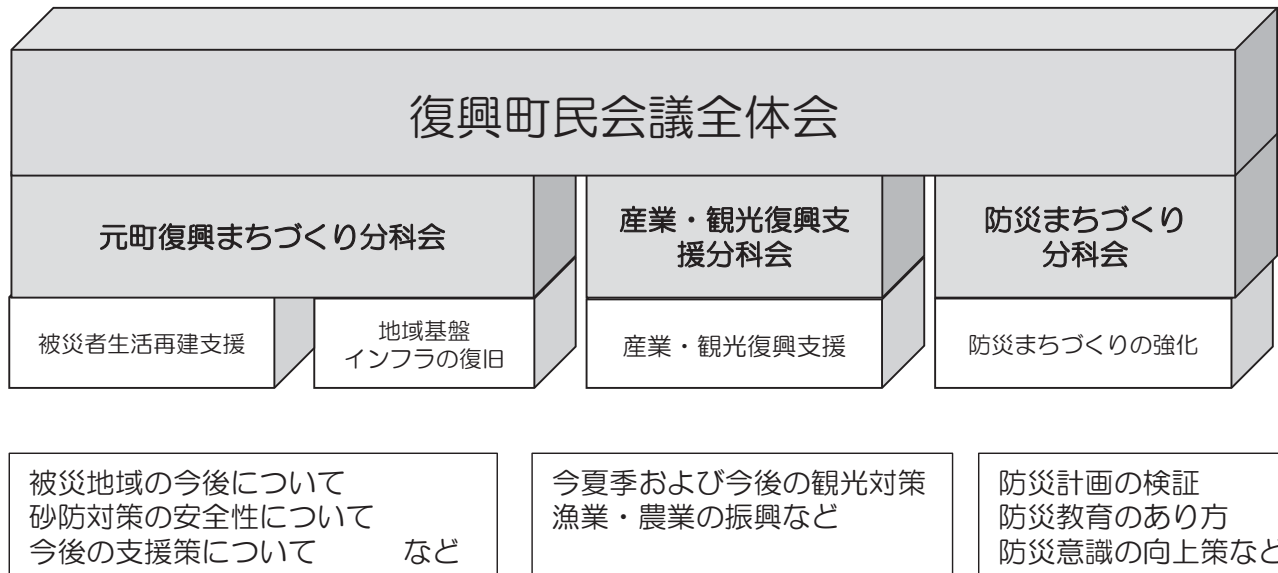
## 被災者・住民の意見を反映した復興計画をめざして・・・

大島町復興計画策定員会で大島町復興計画（案）を策定するにあたり、被災者・住民の意見を可能な限り反映させるため、大島町では「大島町復興町民会議」を設置しました。参加委員は広報おおしま災害臨時号6号（3月12日発行）にて公募し、26名の応募をいただきました。さらに、各種団体、関係機関の代表者に参加を依頼し、行政の各担当も含め50名で議論を進めています。また、会議に参加できない被災者の意見も伺うために4月末より「被災者個別ヒアリング」を行っています。



## 復興町民会議では何が話されているの？

大島町復興町民会議では、より専門的に議論していただくために大島町復興基本方針の4つの柱に沿って、3つの分科会を設置しました。各分科会で取り扱う内容は以下の通りです。



## 各分科会のこれまでの議論内容（要約）

### 元町地区復興まちづくり分科会

元町地区復興まちづくり分科会では、被災者の方の住宅再建・生活再建について議論するとともに、安心して住み続けるための元町地区のまちづくりについて議論を重ねてまいりました。

### 産業・観光復興支援分科会

産業・観光復興支援分科会では、大島の観光業及び産業等の復興を支援するため、緊急の課題として今夏季の観光対策と短期・中長期の観光対策について議論を重ねています。「島に呼び込む」「島でもてなす」の2つの視点から議論を進め、積極的な広報活動、おもてなし意識の向上、ニーズに合った観光施設の整備等について議論されてきました。また、産業振興のための産業祭の実施や地元食材の地産・地消の促進、移住・定住促進などについても議論されました。またこの夏の観光対策には弘法浜の復旧が重要であるということが議論されてきました。

議論内容は、復興町民会議全体会に報告され、大島町復興計画策定委員会へ提案・要望されます。

### 防災まちづくり分科会

防災まちづくり分科会では、「防災計画の検証」、「土木施設・ハード対策」、「住民への啓発・情報周知のあり方」及び「防災教育」を柱として、各地区で開催された「避難計画等住民説明会」を踏まえて、町民目線からの議論が行われました。主な内容として、避難所の環境改善や運営方法に対する要望のほか、砂防施設や避難情報に対する意見、住民一人一人の防災に対する意識向上の必要性から避難訓練や子ども・大人への防災教育について議論がされています。さらに、自主防災組織の現状についても議論され、災害の種類によって各地域で安否確認方法・逃げ方などを事前に話し合うことの必要性について確認がされました。



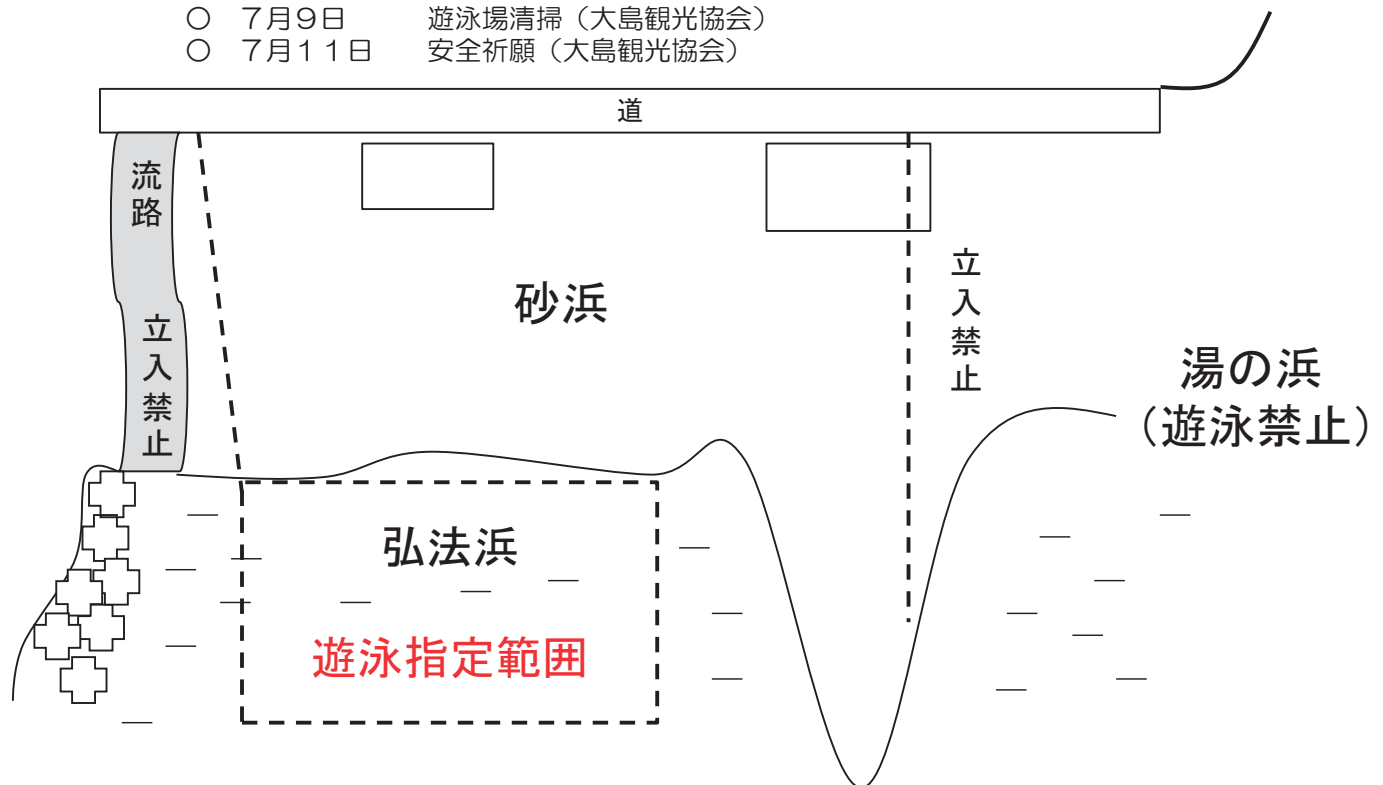
## 弘法浜遊泳場海開きについて



大島町では、昨年の台風26号で被害を受けた「弘法浜遊泳場」について、砂浜の応急整備、遊泳指定箇所のガレキ等の撤去を終え、今夏は例年より範囲を多少狭めて、下記の期間・範囲において、遊泳場として指定することとしました。  
なお、湯の浜については、立入禁止区域を設定し、『遊泳禁止』とします。

遊泳期間 平成26年7月19日（土）～8月17日（日）

- 7月9日 遊泳場清掃（大島観光協会）
- 7月11日 安全祈願（大島観光協会）



### 大島町の中小企業者に対する金融支援について

大島町の中小企業者に対する金融支援として東京都が実施している災害復旧資金融資（大島台風被害）及び経営支援融資（経営セーフ）については、国の局地激甚災害指定の延長等を受け、引き続き実施されます。

#### 【融資申込受付期間】

災害復旧資金融資 平成27年3月31日まで  
経営支援融資（経営セーフ） 平成26年8月14日まで

※上記の期間以降の取扱いについては、国の指定状況によります。

#### 【問合せ先】

大島町観光産業課 04992-2-1446  
東京都産業労働局金融部金融課 03-5320-4877

### 台風26号擁壁等復旧工事費支給について

大島町地域整備課では、台風26号により崩壊し、今後の降雨等により家屋等への二次災害の危険性がある擁壁等の復旧工事を実施します。二次災害を防止し、安全・安心な生活を取り戻す支援をさせていただきます。

対象期間 発災から1年間（早期の対策が目的の為）

負担率 ※個人財産の形成につながることから…  
○ 個人負担額は工事費の10%  
○ 個人負担の上限は100万円まで（それ以上の場合は町が負担します）  
○ 設計費は全額を町が負担します。

※既に工事がお済の方は下記までご相談ください。

#### 【問合せ先】

大島町地域整備課 04992-2-1487

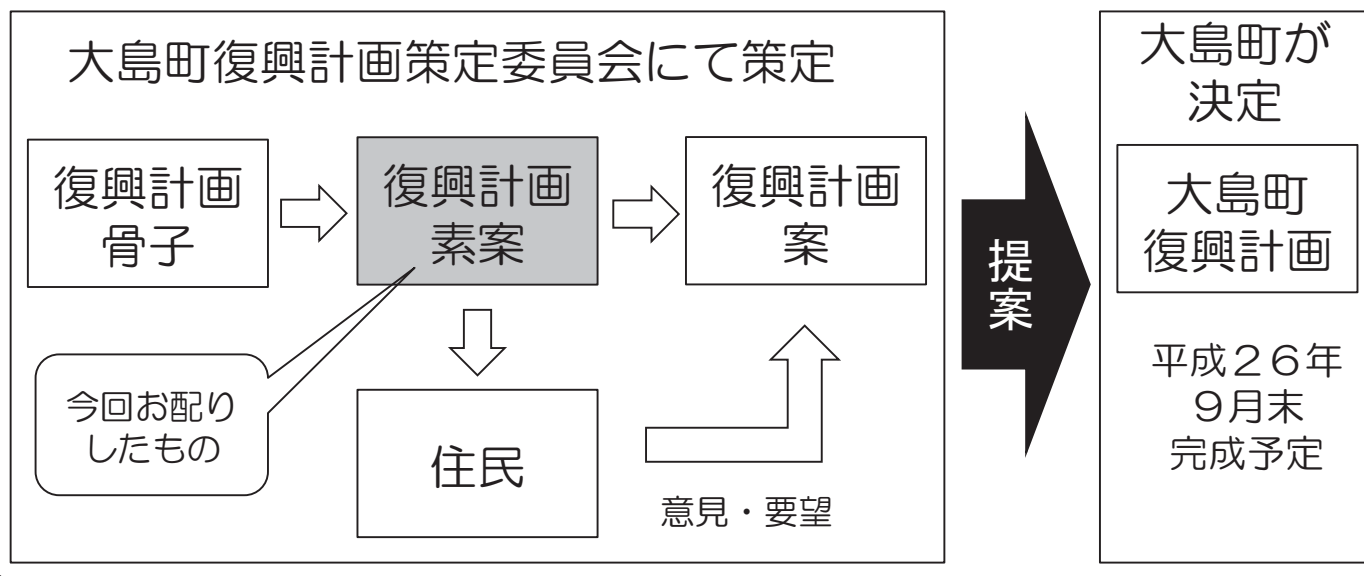
今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災状況 (7月25日 現在)

|      |     |
|------|-----|
| 死 者  | 36人 |
| 行方不明 | 3人  |

## 大島町復興計画素案（概略版）を作成しました。

前号にてご紹介した、大島町復興計画策定委員会において平成26年7月10日に第5回大島町復興計画策定委員会が開催され、復興町民会議や各分科会の意見・要望を踏まえ、大島町復興計画素案が策定されました。今号では、その素案の概略版を皆様にお届けします。本編は大島町役場政策推進課及び各出張所窓口にございますので、本編をご覧になれる方はご足労をお掛けしますが、町役場または出張所までお越してください。大島町ホームページでダウンロードすることも可能です。  
([http://www.town.oshima.tokyo.jp/fukkou/keikaku\\_soan.html](http://www.town.oshima.tokyo.jp/fukkou/keikaku_soan.html))



## 大島町復興計画素案についての住民説明会

大島町では、大島町復興計画素案についての説明会を下記日程にて開催致します。ぜひご参加ください。

### 記

- |        |                      |
|--------|----------------------|
| 1. 名 称 | 大島町復興計画素案についての住民説明会  |
| 2. 日 時 | 平成26年 8月6日(水) 15:00～ |
| 3. 場 所 | 開発総合センター2階大集会室       |
| 4. 内 容 | 大島町復興計画素案について        |

当日参加できない方で、ご意見等がありましたら別紙添付の【大島町復興計画素案への提出意見】用紙に必要事項を記載していただき、大島町役場政策推進課、または各出張所への提出をお願い致します。提出先までお越しになれない場合は以下の連絡先にご連絡ください。担当職員が対応致します。

郵送、FAXまたは電子メールでの提出も受付致します。住所、メールアドレスは別紙記入用紙をご確認ください。

多くの皆様からのご意見をお待ちしております。



大島町復興町民会議事務局  
(政策推進課 災害対策復興係)

TEL 04992-2-1444  
FAX 04992-2-1371



## 大島町復興計画素案への提出意見

### ○ 必須項目

|         |     |
|---------|-----|
| 氏 名     |     |
| 住 所     | 大島町 |
| 電 話 番 号 |     |

### ○ 提出意見

|  |
|--|
|  |
|--|

### ○ 提出先

- ・ 大島町役場政策推進課 （大島町役場2階）、各出張所

〒100-0101 東京都大島町元町一丁目1番14号

[town-build@town.oshima.tokyo.jp](mailto:town-build@town.oshima.tokyo.jp)

### ○ 提出期限

- ・ 平成26年7月25日（金曜日）から平成26年8月13日（水曜日）【必着】

今回の災害で亡くなられた皆様のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

| 被害判定<br>集計区分          | 全壊  | 大規模<br>半壊 | 半壊 | 一部損壊                 |     |          |     | 合計  |
|-----------------------|-----|-----------|----|----------------------|-----|----------|-----|-----|
|                       |     |           |    | 床上                   | 床下  | 浸水<br>なし | 計   |     |
| 被災住宅<br>(住家＝主たる居住家)   | 50  | 11        | 16 | 17                   | 46  | 14       | 77  | 154 |
| 被災家屋<br>(非住家＝別荘倉庫等含む) | 87  | 17        | 33 | 非住家については、<br>区分訳集計なし |     |          | 109 | 246 |
| 建物被害合計                | 137 | 28        | 49 | 17                   | 46  | 14       | 186 | 400 |
| 被災世帯数                 | 61  | 12        | 19 | 18                   | 55  | 14       | 87  | 179 |
| 被災人数                  | 114 | 23        | 28 | 30                   | 100 | 29       | 159 | 324 |

被災状況（8月25日現在）

|      |     |
|------|-----|
| 死者   | 36人 |
| 行方不明 | 3人  |

## 大島町復興計画に対する ご意見をお待ちしています。



大島町復興計画素案へのたくさんのご意見ありがとうございました。皆様のご意見、ご提案は大島町復興計画の策定等の参考とさせていただきます。皆様から頂いたご意見・ご提案へのご説明及び回答につきましては、大島町役場ホームページ（下記のURLからダウンロードできます。）にて掲載させていただきます。

個別のお問い合わせは下記の担当課までご連絡ください。

さて、9月1日～8日の間、大島町復興計画（案）に対するパブリックコメントを実施致します。皆様からのご意見をお待ちしています。

大島町復興計画（案）も下記のURLからダウンロードできます。

<http://www.town.oshima.tokyo.jp/fukkou/index.html>

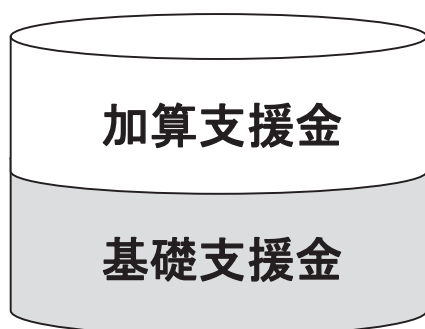
政策推進課災害対策復興係

TEL 04992-2-1444

FAX 04992-2-1371

# 生活再建支援金制度のおさらい

生活再建支援金（全壊・大規模半壊の場合は国の制度です）



下記の基礎支援金が支給された世帯の生活再建方法により支給。

平成28年11月15日まで

居住する住宅が全壊及び大規模半壊の判定を受けた世帯へ支給。

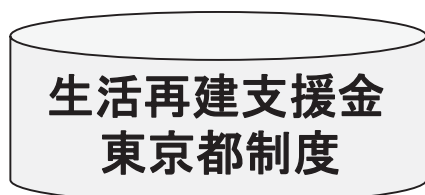
平成26年11月15日まで

基礎支援金は、全壊・大規模半壊の判定を受けた時点で世帯へ支給される支援金です。複数世帯と単数世帯で金額は変わります。加算支援金は、被災後の生活再建の方法により支給金額が変わります。建設・購入する場合、被災した住宅を補修する場合、借家を賃貸する場合の3つの方法により支給される金額が変わります。さらに、賃貸をしてその後、申請期間中に建設・購入する場合はその差額が支給されます。（状況に応じて申請期間の延長も検討します。） 申請がお済でない方は下記担当にご連絡ください。

福祉けんこう課

TEL 2-1471 FAX 2-4300

生活再建支援金（半壊の場合は東京都の制度です）



居住する住宅が半壊した世帯（賃借であった世帯は住宅の損壊により引き続き居住できなくなった世帯のみ対象）

平成27年3月31日まで延長

建設・購入する場合

住宅を補修する場合

借家を※賃借する場合

※東京都制度での賃借とは、

1. 住居の移転に伴う家財等の輸送に係る費用
2. 不動産会社に支払う不動産仲介手数料
3. 借主が貸主に対して支払う礼金等で返還されないもの

のいずれかの再建方法により支給

福祉けんこう課

TEL 2-1471 FAX 2-4300

## 第 1 回 元町地区復興まちづくり連絡会を開催しました！

大島町では、元町地区の復興まちづくりに係る複数の事業について、それぞれの進捗状況などを町民や被災者、地権者の皆さまにご報告し、情報共有を行う場として『元町地区復興まちづくり連絡会』を設置し、第 1 回連絡会を 2 月 18 日（水）に開催しました。

なお、連絡会で個別に検討が必要なテーマがあるときには、別途、分科会を開催して、皆さまと一緒に検討することといたします。

次回からの連絡会の開催は、広報『おおしま』でお知らせします。ぜひご参加下さい。



▲ 第 1 回復興まちづくり連絡会の様子

## 元町地区に係る復興事業について

大島町では元町地区の復興に向けて、様々な復旧事業・被災者再建事業などに取り組んでいます。今後も皆さまからのご意見・ご要望などから必要な支援を検討し実施します。

## 大島町の新規復興事業

台風 26 号土砂災害によって災害を受けた被災者に対し、早期の生活再建の推進を図ることを目的として、事業再建と住宅再建の費用を支援補助する事業を新設しました。

## ○住宅再建支援補助金

被災者生活再建支援金（加算支援金）に加えて、町の事業として、住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費を支援します。

【お問合せ先】

土砂災害復興推進室（TEL 2-1470 高橋・川村）

## ○中小企業再建支援補助

被害を受けた中小企業の事業再建のため必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費を補助します。

【お問合せ先】

観光産業課水産係（TEL 2-1446）

## ～東京都による土砂災害対策事業等の進捗状況～

東京都では元町地区の安全・安心確保のため、大島町と連携して事業に取り組んでいます。

## ○土砂災害対策事業

土砂災害対策事業は、現在、H26～28 年度の 3 箇年で実施する短期対策に取り組んでいます。崩壊地の土砂が流出しないようにする『山腹工』および土砂の流れる方向を制御する『導流堤工』について、平成 26 年度は設計を進め、一部で着工しました。

今後は H27 年度から用地取得し順次着工、平成 28 年度の完成を目指します。

## ○排水整備事業

降雨による道路冠水を防止するための排水整備事業について、平成 26 年度は元町地区の排水能力の現況について都道・町道を一緒に調査し、一部の緊急性の高い箇所で工事を実施しました。平成 27 年度は排水能力が小さい箇所の対応策を検討していきます。

今後は、排水計画の順位付けを行い、町道の対策事業と連携しながら都道の整備を順次実施していくことになります。



## 元町地区復興まちづくり事業について

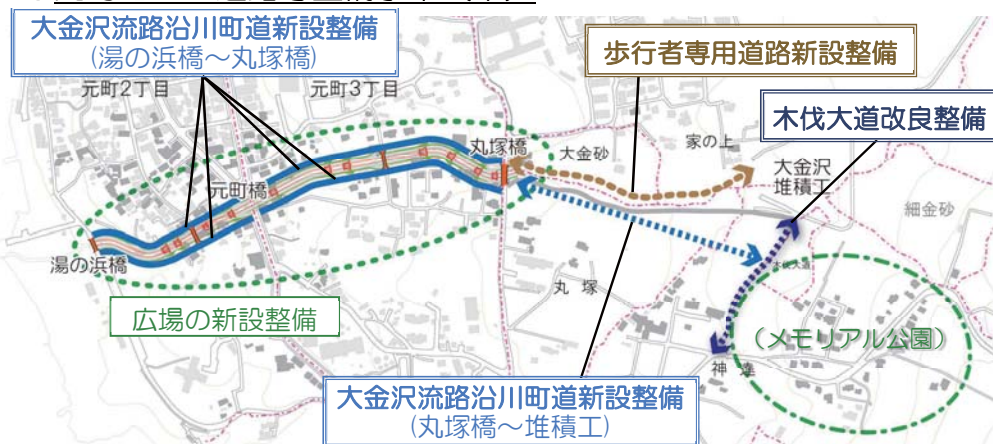
### 町道新設・改修事業

町道整備は、湯の浜橋～丸塚橋区間と丸塚橋～堆積工区間の2区間からなる『大金沢流路沿川町道新設整備』と既存町道の『木伐大道改良整備』の事業があります。

平成26年度は主に大金沢流路沿いの町道について、地権者とヒアリングを重ねながら設計を進めてきました。流路改修区間の町道整備は、平成27年度から用地取得、平成28年度に下流から東京都が行う流路改修と合わせて着工していくことになります。

また、町道整備と合わせて、隣接する土地の広場整備について、平成27年度から検討を行います。

#### ○元町地区の道路等整備事業（案）



### メモリアル公園整備事業

平成26年度は、メモリアル公園として適切な位置と規模を検討し、概ねの公園範囲を設定し、合わせて、公園整備の目的や、整備に向けての基本的な考え方を検討しました。

今後は、被災者などのご意向を尊重しながら、分科会を通じて公園の整備内容などを町民の皆さまと一緒に検討していきます。

#### ○メモリアル公園の基本的な考え方（原案）

##### 【目的】

鎮魂。被災を忘れずに後世に伝えていくこと。

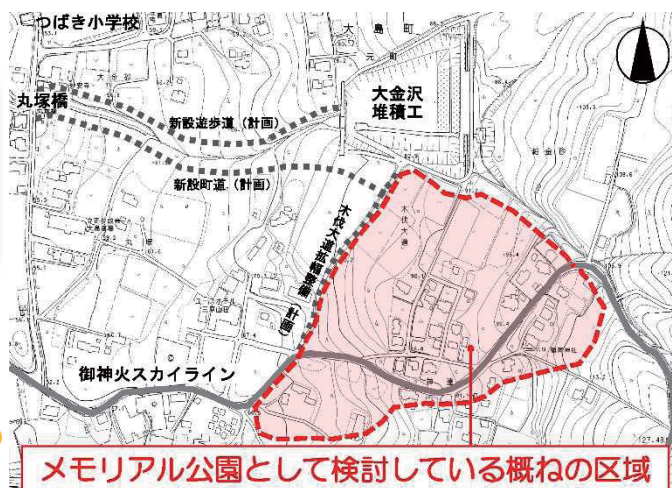
みんなが集まり、思いをはせ、教訓を伝え、未来につなげる場

##### 【コンセプト】

『心が安らぐ場所』

『大島らしい場所』

『全ての世代が親しめる場所』



※上記の事業は現段階の計画であり、今後の状況により変更することがあります。

### 皆さまのご意見をお聞かせ下さい！

大島町では、町道整備や公園整備についてのご意見やアイデアを募集しています。

＜提出・お問合せ先＞大島町役場土砂災害復興推進室

TEL：2-1470

FAX：2-1555

E-Mail：fukkou@town.oshima.tokyo.jp



## 平成 27 年度第 1 回 元町地区復興まちづくり連絡会を開催しました！

6 月 11 日（木）、開発総合センター 2 階大集会室において、第 1 回『元町地区復興まちづくり連絡会』を開催しました。

今年度、土砂災害復興推進室は、復興整備係と用地係を新設し、職員も 10 名体制となりました。被災された方々の生活再建支援や元町地区の復興まちづくり事業を、全力で進めてまいります。



▲第 1 回復興まちづくり連絡会の様子

## 皆さまと協働のメモリアル公園の検討がスタートします！

### 第 1 回メモリアル公園検討分科会（ワークショップ）開催について

○日時：平成 27 年 7 月 6 日（月）午後 6 時～

○会場：開発総合センター 会議室



★参加ご希望の方は 7 月 6 日（月）17:00 までに下記にご連絡ください。

また、ご意見、ご要望、公園へのアイデアなど、随時お受けしています。

＜ご連絡先＞大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話 2-1470 ファックス 2-1555

メールアドレス [fukkou@town.oshima.tokyo.jp](mailto:fukkou@town.oshima.tokyo.jp)

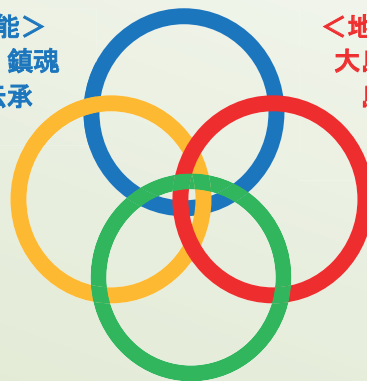
平成 26 年度、大島町は、公園の区域や公園づくりの基本的な考え方などを検討して、公園の基本計画を作成しました。

今年度は、皆さまと一緒に公園を検討する分科会（ワークショップ）を開催します。公園に整備する機能や施設、公園プラン、公園の管理運営などについて、皆さまのご意見・ご要望をいただき、基本設計に反映していきます。

### 公園を構成する 4 つの基本機能（公園基本計画）

＜防災教育機能＞  
犠牲者の追悼・鎮魂  
災害教訓の伝承

＜地域振興機能＞  
大島らしい魅力  
島の活性化



＜レクリエーション機能＞  
世代を問わない憩いの場

＜環境・景観形成機能＞  
失った緑の回復  
美しい自然景観

## メモリアル公園を結ぶ道路ネットワークを強化します！

堆積工から丸塚橋の左岸の町道は、災害から生き残った樹木の保存について検討し、かつ見通しを確保できる線形として、幅員4mで整備します。

また、右岸には歩行者用の遊歩道を整備します。

木伐大道改良整備は今年度、詳細設計を行い、一帯の道路ネットワークを強化します。

### ○丸塚橋から上流の道路ネットワーク



## 元町地区に係る主な復興事業について

### ○災害公営住宅建設事業

岡田地区、家の上地区に鉄筋コンクリート造2階建ての復興住宅を建設します。

#### ◆岡田地区（岡田字新開 26）

- ・ 単身用2戸、家族用8戸
- ・ 平成28年1月20日竣工予定

#### ◆家の上地区（元町字家の上 462-2）

- ・ 単身用8戸、家族用6戸
- ・ 平成28年3月24日竣工予定

### ○大島町観光プール（仮称）建設工事

旧ぱれ・らめーる跡地に観光プールを新設します。

- ・ 平成28年3月20日竣工予定

### 弘法浜の今夏の取り組み

#### “子どもプール” 特設！

今年の夏季対策として、旧プール跡地北側に子どもプール（小学生以下、保護者同伴）を設置します。

- ・ 設置期間 **7月18日～8月23日**



## ～東京都による土砂災害対策事業等の進捗状況～

### ○土砂災害対策事業

平成28年度までの完成を目指し、短期対策である『山腹工』『導流堤工』の工事を進めます。

### ○排水整備事業

平成26年度は、元町地区の雨水排水の現況調査と対策検討を行いました。

平成27年度は、大島高校流域の現況調査の実施、各流域の雨水排水計画を立案、整備手法を検討します。また、緊急性や整備効果が高い路線について調査及び詳細設計を行います。

## 復興へのご意見をお聞かせください！

ニュースレターへのご質問、復興に向けたご意見、ご要望は下記にお寄せください。

《お問合せ先》大島町役場土砂災害復興推進室 （開発総合センター1階 旧研修室）

TEL：2-1470 FAX：2-1555

E-Mail：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

# 復興まちづくりニュースレター vol 3

(2015 年 8 月発行)

## 第1回 大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました！

平成 25 年台風 26 号により甚大な被害を被った元町神達地区において、復興を祈念するメモリアル公園の整備を進めていきたいと考えています。町民の皆様から公園整備に関するご意見をいただくため、大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました。

幅広い年齢層の方、49 名が集まり、様々な意見が出ました。

まず、これまでの公園の基本計画（右図）について町が説明をしました。

その後、6 つのテーブル（1 班あたり 7 から 8 名で構成）に分かれて「どんな公園がいいか」「公園に欲しいもの」「公園でしたいことなど」公園への思いを話し合いました。そして、各班でまとめた意見の発表を行いました。

いただいたご意見を取りまとめ、第 2 回検討分科会では具体的な公園計画について検討を進めていきます。



### 公園を構成する 4 つの基本機能 （公園基本計画）

＜防災教育機能＞  
犠牲者の追悼・鎮魂、災害教訓の伝承

＜地域振興機能＞  
大島らしい魅力、島の活性化

＜環境・景観形成機能＞  
失った緑の回復、美しい自然景観

＜レクリエーション機能＞  
世代を問わない憩いの場

### <復興支援コンサート開催！>

原莊介さんのクラシックギター演奏による、復興支援コンサートを開催します。

○日 時：平成 27 年 8 月 22 日（土）  
午後 3 時～午後 4 時 30 分

○出 演：ギター演奏者  
原 莊 介

○会 場：大島町総合開発センター  
2 階 大集会室

○参加費：無料

どなたでも、お気軽にご参加ください。

■ワークショップとは、全ての参加者が同じ土俵に立ち、誰にでも見える形で意見を交換し、合意形成へ至る一つの手段です。

ふせんや模造紙などを使って多くの意見をわかりやすく展開していくことができます。

■大島町メモリアル公園は、参加者一人ひとりのご意見をいただき、将来的にもみなさまに愛される公園づくりを行いたいと考え、分科会では「ワークショップ」手法を用いることにしました。



## 当日のご意見

6つの班に分かれた意見交換では様々な意見が出ました。そのうちいくつかの内容を紹介します。

| 項目                   | 主な意見                                                                                                                                                               |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害の記憶<br>メモリアル       | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災場所の保存、展示施設、資料館など災害を伝える施設</li> <li>献花台、慰霊碑、モニュメント</li> <li>語り部、語り継ぎツアー</li> </ul> <p>など</p>                                |
| 公園のイメージ              | <ul style="list-style-type: none"> <li>祈りと復興のシンボル公園</li> <li>花や植物などの自然を楽しめる公園</li> <li>島外から観光客が訪れる公園、みんなが集まる公園</li> <li>子どもから大人まで、特に若者が楽しめる公園</li> </ul> <p>など</p> |
| みんなが集まる場所<br>にぎわいの場所 | <ul style="list-style-type: none"> <li>野外ステージ、イベント施設</li> <li>ビジターセンター、カフェ、売店</li> </ul> <p>など</p>                                                                 |
| 大島らしい花や樹木            | <ul style="list-style-type: none"> <li>大島らしいサクラやツバキの植栽、季節の花</li> <li>森林浴のできる緑、芝生</li> </ul> <p>など</p>                                                              |
| 遊びやスポーツ<br>レクリエーション  | <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちが遊べるスペース</li> <li>若者に人気のスポーツ施設</li> <li>ジョギングコース</li> <li>自転車道、散策路</li> </ul> <p>など</p>                                |
| その他                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスバスの運行</li> <li>雇用の場の確保、ボランティアの場</li> </ul> <p>など</p>                                                                    |

## ■ まとめの模造紙と発表の様子



＜各班での意見は模造紙にまとめました＞



＜班ごとに発表し、出された意見を共有しました＞

いただいたご意見は、第2回大島町メモリアル公園検討分科会で検討材料にします。

## 第2回 大島町メモリアル公園検討分科会 (ワークショップ形式)のお知らせ

日時：8月5日（水）午後6時～

会場：開発総合センター 2階 大集会室

※2回目からの参加も可能です。

《お問い合わせ》大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

## 復興まちづくりニュースレター vol 4

(2015年9月発行)

**第2回 大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました。**

大島町メモリアル公園について、第1回検討分科会（7月9日）の話し合いに加え、町内の小中高校生670人のアンケート結果やメール・ファックス等により町民の皆様からご意見をいただきました。

第2回検討分科会(8月5日)では、これらのご意見を踏まえて作成した、大島町メモリアル公園の計画案に対して約30名の参加者により熱心な議論が行われました。



&lt;公園区域&gt;



&lt;会場の様子&gt;

**意見交換の内容**

公園計画案について、3班に分かれて意見交換を行いました。主なご意見を紹介します。

| 項目            | 主な意見                                                                                                                                                                |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 追悼・鎮魂の場としての公園 | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災された方はどう思っているだろうか？被災された方の気持ちを大切にしたい。</li> <li>災害をどう伝えていくのが重要。</li> <li>若者が使う公園にすることで、いつまでも災害を忘れない、ここで思い出すことができる。</li> </ul> |
| 地域の復興につながる公園  | <ul style="list-style-type: none"> <li>多くの人に来てもらい、島の活性化につながる公園に。</li> </ul>                                                                                         |
| 整備の内容について     | <ul style="list-style-type: none"> <li>若者が集うスポーツ広場を使いやすい場所に、広く。</li> <li>大島らしい花（ツバキなど）で島の見どころに。</li> <li>駐車場、トイレ、照明、ベンチ、園路を使いやすく。</li> </ul>                        |
| 公園の使いかたについて   | <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理にお金がかかるので、いろんな人が協力できる体制を。</li> <li>語り継ぎガイドなどの防災教育、イベントの実施などソフトの仕組みが必要。</li> </ul>                                        |
| 公園の名前について     | <ul style="list-style-type: none"> <li>インターネット等を利用して広く公園名を募集してはどうか。</li> <li>この公園については、暗い名前にしたくない。</li> </ul>                                                       |



## 発表の様子

各班でのご意見は模造紙にまとめ、最後に発表していただき全体で共有しました。



＜意見をまとめた模造紙 B班＞



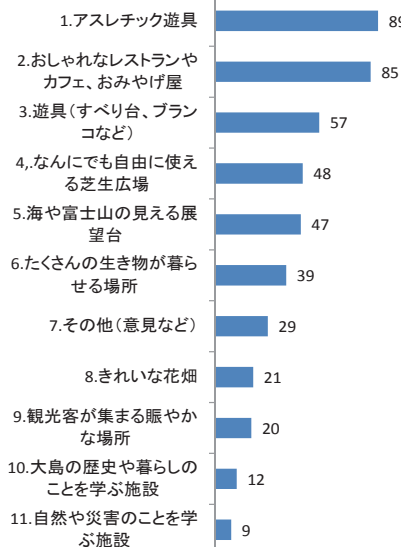
＜各班による話し合い結果の発表＞

## 大島町の小中学生・高校生アンケート（8校、670人より回答）を実施しました。

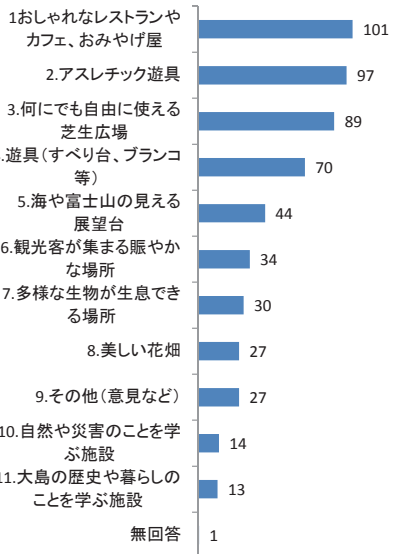
町内の小中学校及び高校にアンケートを配布し、学生のみなさんから公園に対するさまざまなご意見をいただきました。

### メモリアル公園にあったらいいもの（複数回答）※

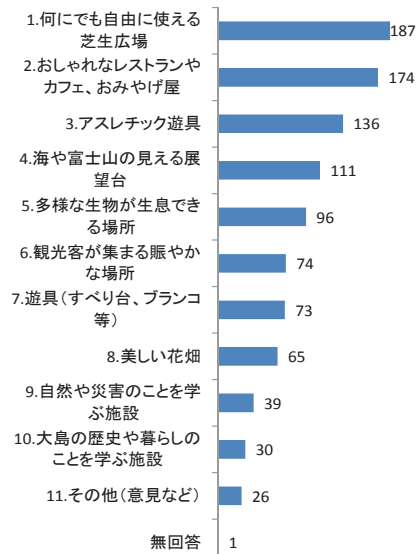
小学生（回答者数 144 名、回答数 456 票）



中学生（回答者数 181 名、回答数 547 票）



高校生（回答者数 345 名、回答数 1012 票）



※アンケート結果一部抜粋

いただいたご意見は、第3回大島町メモリアル公園検討分科会で検討材料にします。

### 第3回 大島町メモリアル公園検討分科会

（ワークショップ形式）のお知らせ

日時：9月10日（木）午後6時～

会場：開発総合センター 2階 大集会室

※3回目からの参加も可能です。

《お問い合わせ》大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

**第3回 大島町メモリアル公園検討分科会（ワークショップ形式）を開催しました！**

第1回（7月）、第2回（8月）に続き、第3回大島町メモリアル公園検討分科会を9月10日に開催しました。

これまでの検討分科会等を踏まえて作成したメモリアル公園の計画案について、「①鎮魂・祈りに関すること」「②多目的広場・遊びの場に関すること」「③交流の場に関すること」「④その他」について意見交換されました。26名の幅広い年齢層の方々の参加があり、公園に必要なモノから管理の仕方まで様々なご意見が出されました。

こうしたご意見等を踏まえ、計画案の修正を行ってまいります。

＜班での意見交換の様子＞



＜意見をまとめた模造紙 B班＞

**大島町メモリアル公園計画案についてのご意見募集**

検討分科会に参加できなかった方等、多くの町民の方から計画案についてのご意見をいただきたいと考えています。

内面の「これまでのメモリアル公園検討分科会でのご意見をまとめた計画案」及び、裏面の「意見交換の内容」をご覧ください。ご意見等がございましたら、下記のお問合せ先までお寄せ下さい。

※第4回で検討する「公園の使い方や管理」のご意見も合わせて募集しております。

**第4回 大島町メモリアル公園検討分科会****（ワークショップ形式）のお知らせ**

次回の検討分科会は、11月を予定しています。日程等の詳細が決まり次第、広報「おおしま」やホームページにてお知らせします。

第4回目では、「計画案の確認」及び、「公園の使い方や管理の検討」をいたします。はじめて参加される方も歓迎しております。

《お問い合わせ》大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp



# これまでのメモリアル公園検討分科会でのご意見をまとめた計画

第1回、第2回の検討分科会でいただいたご意見を参考に、計画案を作成しました。  
この計画案をもとに、第3回検討分科会では各エリアの検討を行いました。

## 多目的広場・子どもの遊びエリア

### ◆考えかた

- ・ 町民の方が気軽に集まったり、楽しんだりできる場所にします。これにより災害のことをいつまでも忘れずに、伝えていくきっかけにします。

### ◆施設内容

- ・ 多目的広場
- ・ トイレ
- ・ 駐車場
- ・ 複合遊具

## 森の遊びエリア・斜面遊びエリア

### ◆考えかた

- ・ 森や斜面地を利用して、子どもたちが楽しく遊べる場所にします。
- ・ 子どもを遊ばせに大人も公園に来て、災害のことを思い出すきっかけにします。

### ◆施設内容

- ・ 複合遊具／大型すべり台／森のアスレチック

## ジョギングコース

### ◆考えかた

- ・ スポーツや健康づくりのために気軽に公園を利用できる場所にします。

### ◆施設内容

- ・ ジョギングコース／健康器具



## みどりの観覧席・交流広場

### ◆考えかた

- ・ 御神火スカイラインからの来園者を迎える公園のおもてなし空間となります。
- ・ イベントが行えるスペースを確保し、にぎわいのある交流の場とします。

### ◆施設内容

- ・ みどりの観覧席（斜面地を活かした観覧席）
- ・ 交流広場（テントの設置スペース、野外ステージとして利用できるスペース）
- ・ 駐車場

## 花とみどりの散策エリア・花のテラス

### ◆考えかた

- ・ みどりの観覧席や交流広場のにぎわいのエッセンスとみどりの豊かな景観を形成し、ゆっくりとにします。

### ◆施設内容

- ・ 花のテラス
- ・ 花壇
- ・ 散策路
- ・ 花とみどりの散策エリア
- ・ 大島らしい森
- ・ サクラの広場



広場・遊びの場



メモリアルプロムナード・中央広場

- ◆考えかた
  - ・美しいプロムナードを整備し、訪れた方に災害について伝える場とします。
  - ・公園管理棟からつづく公園の中心的施設です。
- ◆施設内容
  - ・メモリアルプロムナード（並木道、主園路）
  - ・解説板（災害前の様子、災害の概要、復興の経緯、防災施設について等）
  - ・休憩施設
  - ・ベンチ

伝承の路

- ◆考えかた
  - ・追悼の意も込めた野の花等が見られる“路”とします。
- ◆施設内容
  - ・花壇
  - ・散策路
  - ・モニュメント

祈りの広場

- ◆考えかた
  - ・公園全体を見渡せる場所を、災害によって犠牲になった方を追悼し思いをはせる場所にします。
- ◆施設内容
  - ・祈りの広場
  - ・献花台等
  - ・亡くなった方の慰霊碑
  - ・休憩施設
  - ・駐車場

樹林の路

- ◆考えかた
  - ・祈りの広場、伝承の路を背景として、大島の豊かな自然を感じながら静かに散策できる場所とします。
- ◆施設内容
  - ・樹林地
  - ・駐車場

ス・サクラ広場

リアの周辺に、花や散策を楽しめる場所



## 意見交換の内容

第3回検討分科会の主なご意見をご紹介します。

|            | 項目           | 主なご意見                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 鎮魂・祈りの場    | 祈りの広場        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慰霊祭等ができるよう、もう少し広くして欲しい</li> <li>・献花台や慰霊碑が欲しい</li> <li>・慰霊祭等のイベントを行っている際、急な雨をしのげる場所が欲しい</li> <li>・モニュメントはデザインを公募して、大島らしい公園のシンボルにしたい</li> <li>・モニュメントは大きすぎないものがよい</li> <li>・見晴らしが良い場所で海を見ながら祈る場にしたい</li> <li>・物が少ないシンプルな場所にしたい</li> </ul> |
|            | 伝承の路         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の方の気持ちを中心に考えて、被災したことを忘れないための「しるし」（慰霊碑等）を検討して欲しい</li> </ul>                                                                                                                                                                           |
|            | メモリアルプロムナード  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・解説板等を設置して欲しい</li> <li>・祈りの広場との役割分担を考えるべき</li> <li>・プロムナードが広場を分断している</li> </ul>                                                                                                                                                          |
|            | 樹林の路         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ツバキやオオシマザクラ等大島らしい植栽がよい</li> </ul>                                                                                                                                                                                                       |
| 多目的広場・遊びの場 | 多目的広場        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・スケートボードやボルダリングができる施設が欲しい</li> <li>・多目的広場から祈りの広場への見通しをよくして、モニュメントが見えるようにして欲しい</li> </ul>                                                                                                                                                 |
|            | 遊びのエリア       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・島内の子どものだけでなく、島外の子どもの大人も高齢者もいっしょに楽しめる場所にして欲しい</li> <li>・遊んでいる子どもを、大人が見守るベンチ等も欲しい</li> <li>・斜面を利用した遊びや長いすべり台等、話題になるような楽しい遊具がよい</li> </ul>                                                                                                 |
|            | ジョギングコース     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・街からの健康エクササイズコース、献花台往復コース等徒歩で楽しく公園に来る仕掛けがあるとよい</li> </ul>                                                                                                                                                                                |
| 交流の場       | サクラ広場        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・大島には意外とお花見ができる場所がないので、広場を広くしてお花見ができる場所にしたい</li> <li>・オオシマザクラ以外にも開花時期が異なるいろいろな品種のサクラを植えて長くお花見を楽しみたい</li> <li>・サクラは花の時期が短く管理が大変なので、ツバキ等の植栽もしてはどうか</li> </ul>                                                                              |
|            | 交流広場         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・イベントのできる施設整備が必要（屋根付きステージ、テント、水道、コンセント、太陽光発電、舗装した広場等）</li> </ul>                                                                                                                                                                         |
| その他        | 維持管理         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公園が完成した後、きれいに管理できるかが心配</li> <li>・草花や芝生が多いと管理が大変</li> <li>・樹木や舗装等手間のかからない工夫が必要</li> <li>・芝生を減らし管理費を削減したい</li> </ul>                                                                                                                      |
|            | みんなでつくり続ける   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・慰霊の小さなモニュメントを毎年増やしていったらどうか</li> <li>・植樹イベントを開催し、みんなで植樹を続けながら公園を完成させていく</li> <li>・花づくり等みんなが集まる機会があるとよい</li> <li>・少しずつ遊具を増やしていったら公園をつくっていくのもよい</li> <li>・みんなでターザンロープやツリーハウス等の遊具を作りたい</li> <li>・スケボーパークは小さな規模から、少しずつ広げていってもよい</li> </ul>   |
|            | みんなが集まる公園にする | <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に公園に人がいて集まれる場所があるとよい</li> <li>・気軽に立ち寄れるカフェ、観光案内、飲食等のサービスが必要</li> <li>・繁忙期だけでも、移動販売車等で飲食店の営業をしてはどうか</li> <li>・経営者の募集や日替わりのお店番等運営面の工夫で飲食店を実現できないか</li> </ul>                                                                             |

※今回は、公園区域外についても話し合いの場を設け意見交換しました。



## 大島町メモリアル公園について、皆さんからの意見をとりまとめました

第 4 回大島町メモリアル公園検討分科会を、平成 27 年 12 月 2 日（水）に開催しました。計画案について理解してもらうことを目的として、これまでのご意見を踏まえた資料を説明し、皆さんからの質問に大島町が答えました。主に、被災者への配慮、公園周辺との調和、公園維持管理等の質問がありました。

メモリアル公園の計画案については、この検討分科会において一定の成果を挙げることができたと考えています。公園の計画案を分かりやすく図にしたものを裏面に掲載しています。

なお、大島町メモリアル公園検討分科会は第 4 回をもって最後となります。今後はこの計画案を基に、公園を具体的な形にする作業を進めてまいります。



＜質疑応答で大島町が回答＞



＜計画案について模型で説明＞

## 【検討してきたこと】

| 開催回   | 開催日              | 内 容               |
|-------|------------------|-------------------|
| 第 1 回 | 平成 27 年 7 月 9 日  | どんな公園にしたいか        |
| 第 2 回 | 平成 27 年 8 月 5 日  | 公園の計画案に対する要望      |
| 第 3 回 | 平成 27 年 9 月 10 日 | 各エリアに必要な施設や機能について |
| 第 4 回 | 平成 27 年 12 月 2 日 | 公園の計画案について確認      |

 大島町メモリアル公園についてのお問合せ

メモリアル公園に関するご質問がありましたら、下記までご連絡下さい。

大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

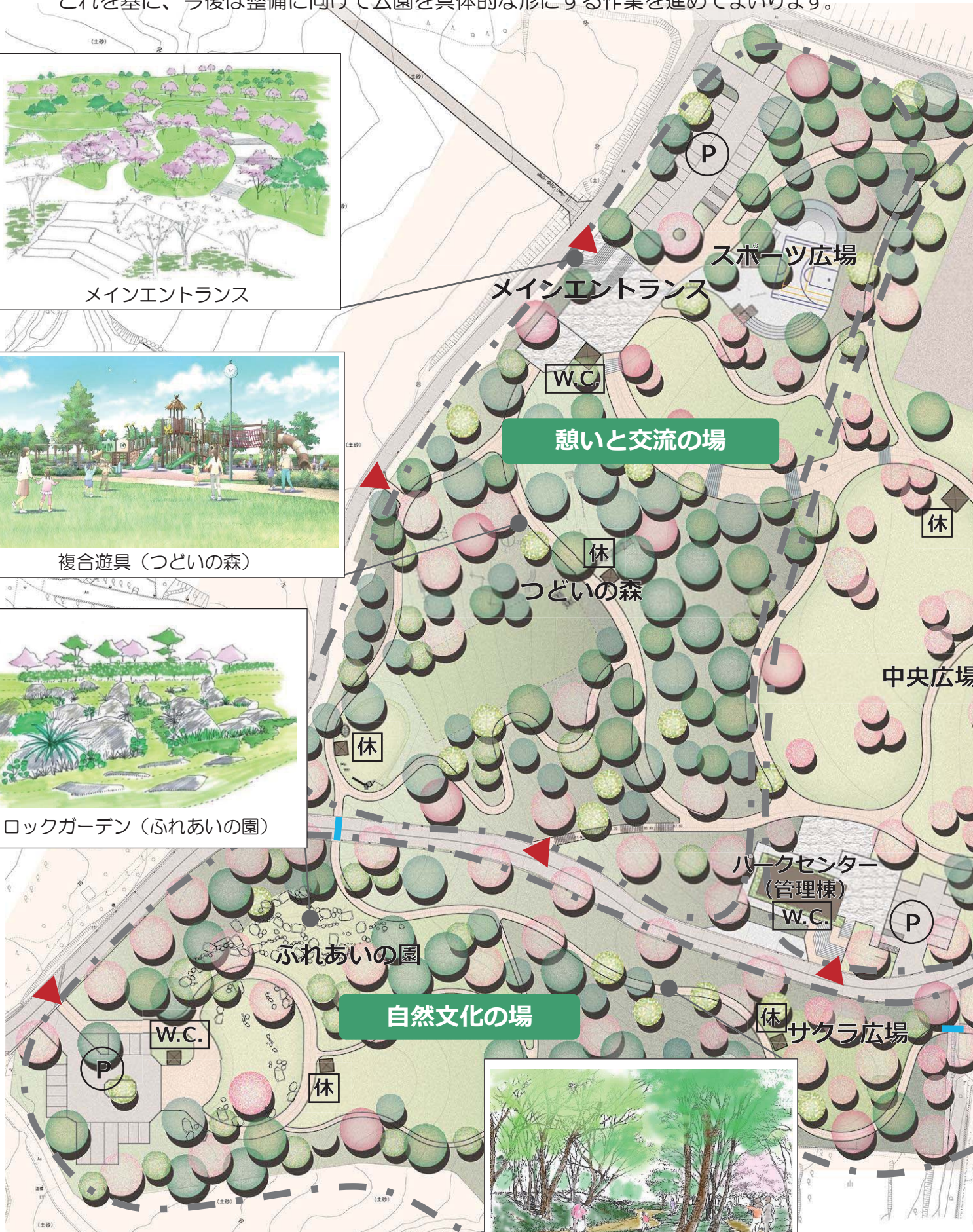
電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp



# 大島町メモリアル公園計画平面図（案）

第4回検討分科会で提示した案です。

これを基に、今後は整備に向けて公園を具体的な形にする作業を進めてまいります。







## 第4回検討分科会で話し合われた内容

| 公園の基本機能    | 項目      | 主な内容                                                                                                          |
|------------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災教育機能     | 公園のイメージ | ・被災された方が公園で元気になるような何かシンボリックなものがあるとよい。                                                                         |
|            | 遺構の扱い方  | ・災害から残った木の活用、被災した家跡等の表現を工夫してほしい。                                                                              |
|            | 災害の伝え方  | ・写真や動画を使った展示をしてほしい。例えば、パークセンター内を使ってはどうか。<br>・解説板などで災害時の様子を伝えてほしい。                                             |
|            | 防災・自然学習 | ・自然や災害を学ぶ場、子どもたちが育つ場になるとよい。<br>・砂防施設は教育効果があると思うので活用して欲しい。<br>・島外からの観光客がキャンプ（宿泊）利用できるとよい。                      |
| 地域振興機能     | にぎわいづくり | ・観光資源になるような催しや若い人が公園に集まるにぎわい空間づくりが必要ではないか。                                                                    |
| 環境・景観形成機能  | 隣接地との関係 | ・導流堤、堆積工は公園に隣接する施設としてふさわしいように統一感を持たせ、公園との調和を図ってほしい。<br>・公園の祈りの広場に大金沢堆積工が隣接していることは、この土地の特性を表しているの、残して見せていくとよい。 |
|            | 島の植物    | ・島の固有種を使ってはどうか。                                                                                               |
|            | 花と緑づくり  | ・学校で花を育てて公園に植える、みんなで植樹する等、住民参加の取り組みを行ってはどうか。<br>・観光客に来てもらえるように花の見どころをつくってはどうか。                                |
| レクリエーション機能 | 広場面積    | ・スポーツ広場をもっと広くしてほしい。                                                                                           |
| その他        | 園内動線    | ・利用者が利用しやすい園路にしてほしい。                                                                                          |
|            | 住民参加    | ・ボランティア（清掃活動など）を行ってはどうか。<br>・使う人が日常的なメンテナンスを行っていくルールづくりが必要である（スポーツ広場の清掃、片づけ等）。                                |
|            | 意見交換    | ・検討会を継続して実施してほしい。                                                                                             |

たくさんのご意見の中から主要なものを抜粋しました。

- 【対応】
- ・ご意見は可能な範囲で反映させていただきます。
  - ・これまでの議論を踏まえた計画について、報告会を4月頃に予定します。

### 【公園を構成する4つの基本機能】

- ＜防災教育機能＞ 犠牲者への追悼・鎮魂の場となるとともに、災害の教訓を後世に伝えていく公園
- ＜地域振興機能＞ 大島らしい魅力を活かし、島の活性化に寄与する公園
- ＜環境・景観形成機能＞ 失った緑を回復し、大島の美しい自然景観が感じられる公園
- ＜レクリエーション機能＞ 世代を問わず多くの市民の憩いの場となり親しめる公園



## 平成 25 年伊豆大島土砂災害 復旧・復興状況住民説明会を開催しました！

3月30日(水)、開発総合センター2階大集会室において、『平成 25 年伊豆大島土砂災害 復旧・復興状況住民説明会』を開催しました。

復興計画を策定してからの取組について、町長からご説明するとともに、大島支庁から、東京都が行っている大金沢土砂災害対策事業の進捗について報告がありました。



▲説明会の様子

## 《町長の言葉》(抜粋)

あの土砂災害から2年5ヶ月が経過しました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

復興のスピードアップにより、一日も早い被災者の方の生活再建と安全な暮らしを創りたいと思っています。

平成27年度は「島の皆がこれからの将来にわたって、食べていける仕事創り」の一助になる、被災したエリアの土地利用も検討しました。

平成28年度を大島創生元年と位置づけ、町民の皆様と行政、関係機関が一丸となって復旧・復興の推進に取り組みます。ご協力をお願い致します。

## 復旧・復興事業全体の進捗

## 《復興の柱ごとの主要事業》

## ●復興の柱1 被災者生活再建支援

- ・大島町住宅再建支援補助金
- ・災害公営住宅の建設
- ・被災者生活支援連絡会による心身の見守り

## ●復興の柱2

## 地域基盤・インフラの復旧

- ・災害廃棄物処理
- ・御神火スカイライン等道路復旧事業
- ・町道の雨水排水整備

## ●復興の柱3 産業・観光復興支援

- ・大島町中小企業再建支援補助
- ・大島町観光プール(仮称)整備事業
- ・アジア自転車競技選手権日本大会の開催

## ●復興の柱4

## 防災まちづくりの強化

- ・第三者調査委員会の設置
- ・避難計画の策定
- ・避難所施設の整備

## 復興計画策定からの取組みの概要

## 《平成26年度の取組み》

## 「被災者生活再建支援策の強化と、復興事業の実施に向けた準備」

- 平成26年9月「大島町復興計画」策定
- 復興計画前期(平成26~28年度)の目標  
『被災者の意向を尊重し、被災者の状況に応じた生活再建のめどが立つこと』

## 《平成27年度の取組み》

## 「被災者生活再建支援の推進と、発展的復興に向けた検討」

- 平成27年度の目標  
『復興のスピードアップ』

## 元町地区復興まちづくり計画と丸塚・神達エリアの土地利用

### ○大金沢流域隣接等町道整備

- ・平成 27 年度 用地取得に着手
- ・平成 28 年度以降、大金沢流路改修にあわせて順次着工

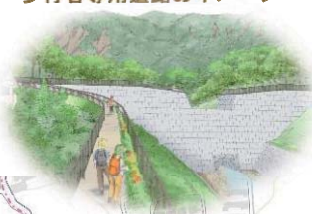
町道整備イメージ



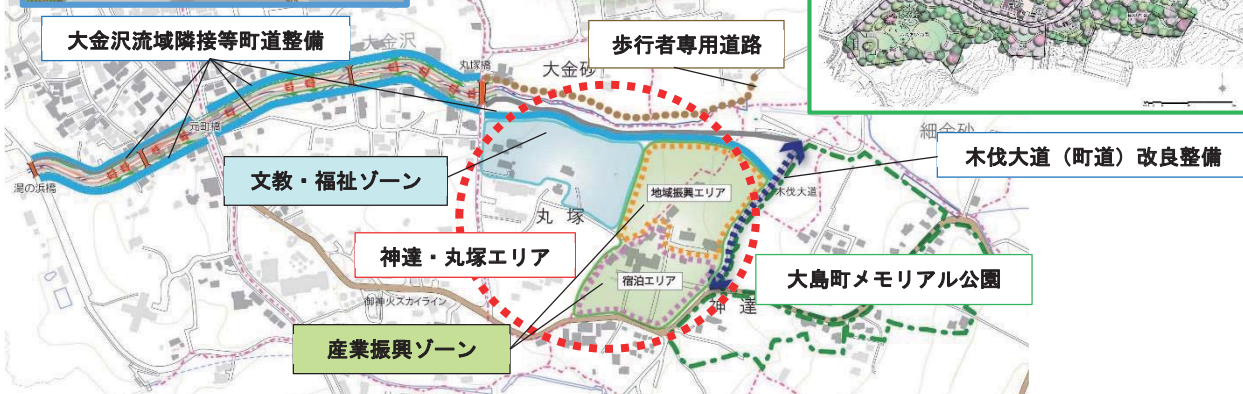
### ○メモリアル公園整備事業

- ・平成 27 年度 基本設計、都市計画決定
- ・平成 28 年度 事業認可取得、実施設計、用地取得
- ・平成 29 年度 用地取得・整備工事
- ・平成 33 年度 開園予定

歩行者専用道路のイメージ



メモリアル公園基本計画平面図



### ○神達・丸塚エリアの土地利用の方向性

★「大島再生」事業として整備基本計画を策定予定

#### 《文教・福祉ゾーン》

子どももお年寄りも安心して暮らせる生活環境の場所

#### 《産業振興ゾーン》

観光を中心とした地域振興の拠点

#### ○文教・福祉ゾーンの検討施設

- ・町立図書館、元町保育園、生涯学習、交流・ふれあいの場 等

#### ○産業振興ゾーンの検討施設

- ・観光・産業振興施設 等
- ・民間企業の誘致も含めて検討

～東京都の土砂災害対策事業の進捗～

○大金沢左支川の短期対策工事（山腹工左支川、中流導流堤、下流導流堤）が進んでいます！

○大金沢流路の改修工事は平成 28 年度から着手します！

松原橋、元町橋、大金砂橋、丸塚橋もそれとともなって架替えを行います。

### 《第三者調査委員会の報告を受けて》

伊豆大島土砂災害の発災前後の対応について教訓を導き出すために設置した第三者調査委員会からは、発災当日の対応や事前対策等について大島町に提言をいただきました。

大島町はいただいた提言を真摯に受け止め、発災前後の体制整備や避難体制等について検討し防災対策に反映していきます。

### ●復興へのご意見をお聞かせください！

ニュースレターへのご質問、復興に向けたご意見、ご要望は下記にお寄せください。

《お問合せ先》大島町役場土砂災害復興推進室（開発総合センター 1 階 旧研修室）

TEL：2-1470

FAX：2-1555

E-Mail：fukkou@town.oshima.tokyo.jp

# 復興まちづくりニュースレター

vol 8

(2016年6月発行)

## 大島町メモリアル公園基本設計報告会を行いました

平成28年5月10日（火）に、大島町メモリアル公園基本設計の内容報告と今後の実施設計に向けた公園整備の基本方針を確認するための報告会を行いました。

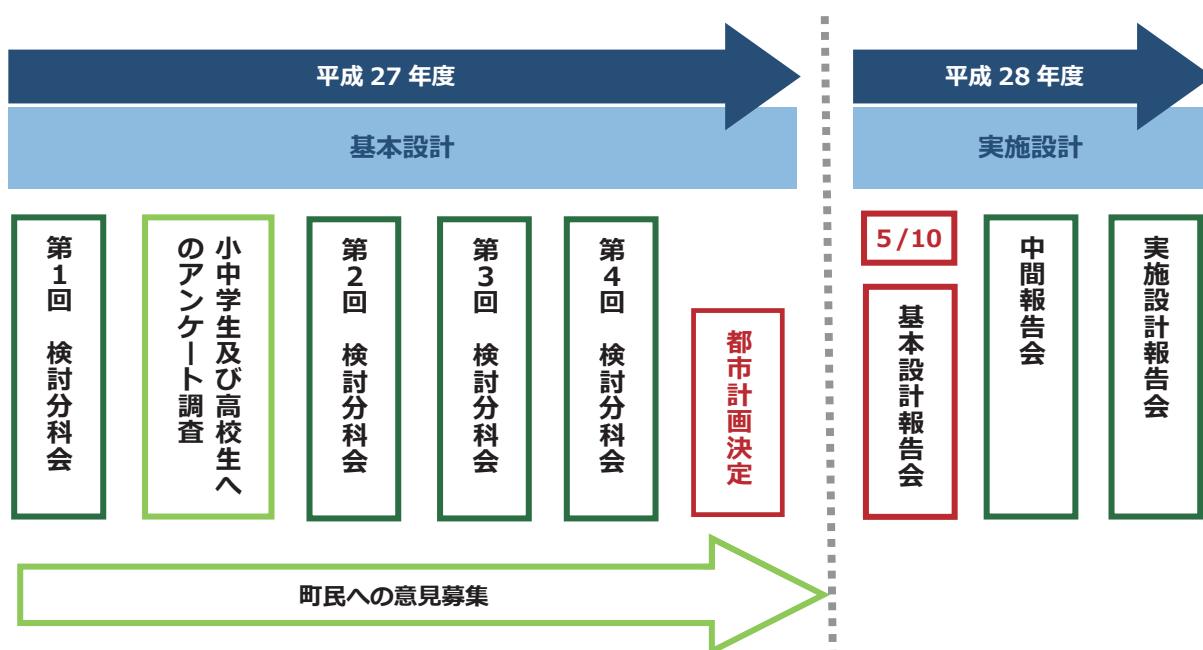
報告会では、幅広い年齢層の方々の参加のもと、公園を構成する4つの基本機能や公園へ設置する施設等、基本設計の概要について説明しました。



### ■これまでの経緯と今後の予定

実施設計では基本設計に基づき、施設や園路等の安全性、機能性、市場性、施工性、デザイン性といった面からの詳細な検討を行い、工事に必要な設計図等の作成を行います。詳細な検討内容については、実施設計の中間と最後に報告会を開催する予定です。

また、平成29年度から平成32年度を工事の期間として予定しており、平成33年度の開園を目指します。



### 大島町メモリアル公園についてのお問合せ先

公園に関するご質問などがありましたら、下記までお問合せ下さい。

大島町土砂災害復興推進室 復興整備係（佐藤・山田）

電話：2-1470 ファックス：2-1555 メールアドレス：fukkou@town.oshima.tokyo.jp



## ■ 基本設計鳥瞰図

基本設計平面図をもとに作成した公園のイメージ図です。

至 三原山山頂









## ■公園整備の基本方針

### 1. 鎮魂・祈りの場、災害を伝え続ける場づくり

- ・ 災害を記録にとどめ、犠牲者に思いを馳せ追悼する場をつくります。また、防災教育にも役立てるようにします。
- ・ 被災された方の気持ちを大切に施設配置とします。

### 2. 大島らしい景観づくり

- ・ メモリアル公園にふさわしい落ち着きを感じさせる景観をつくります。
- ・ 大島らしい景観づくりのため、要所にはツバキやオオシマザクラ等の植物や特徴ある火山岩などを用います。

### 3. みんなが集い、憩える場づくり

- ・ 世代を問わず、多くの町民や観光客が集い、憩える広場や施設を整備します。

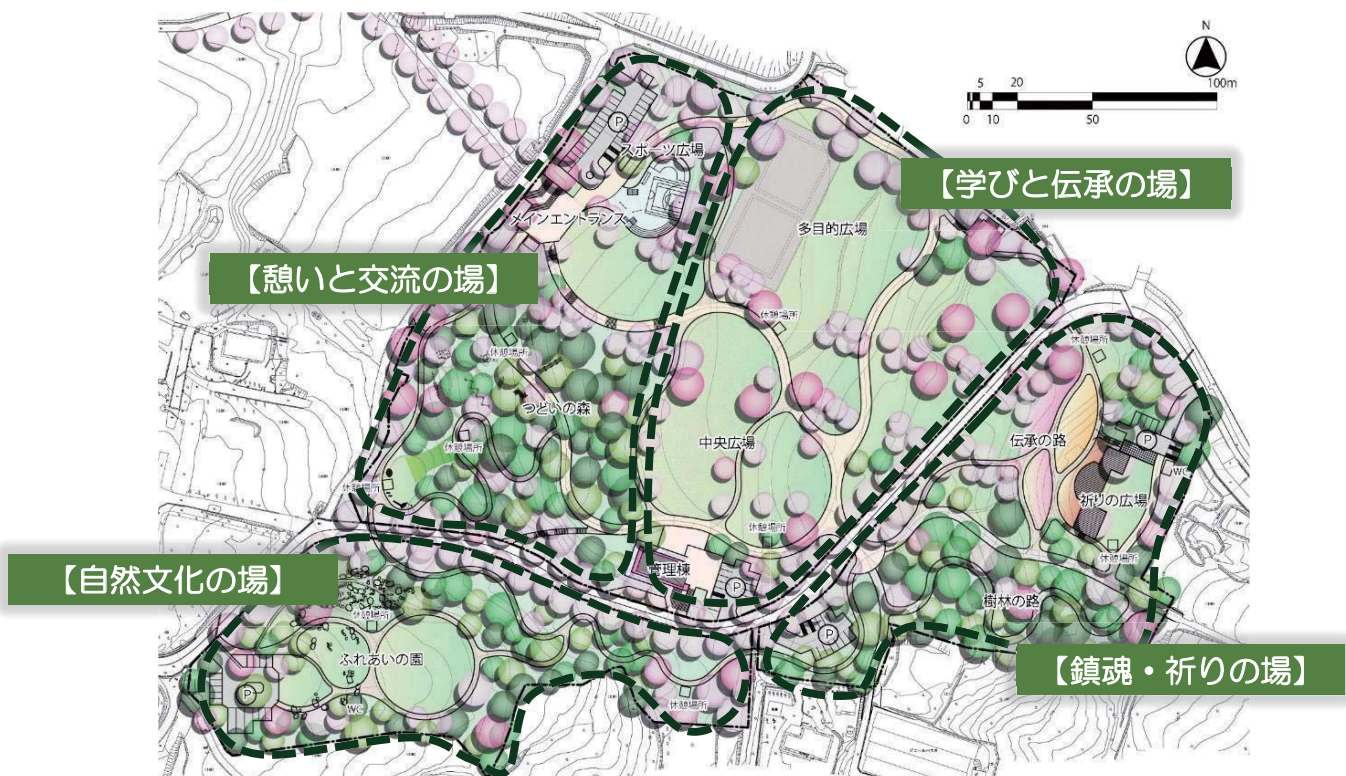
## ■公園の基本的な考え方

### 【憩いと交流の場】

憩いと交流の場は、町民が公園に気軽に集まったり、楽しんだりできる場所とし、災害のことをいつまでも忘れずに伝えていくきっかけづくりを行う場所とします。

### 【学びと伝承の場】

学びと伝承の場は、家屋跡地などに配慮し、被災前の土地の記憶を継承することで災害の記憶を伝える場とするとともに、導流堤や大金沢本川堆積工などの防災施設を学ぶことができる場所とします。



### 【自然文化の場】

自然文化の場は、大島特有の火山岩や植物などを使用し、大島らしい空間づくりを行い、土地の自然や文化にふれあうことができる場所とします。

### 【鎮魂・祈りの場】

鎮魂・祈りの場は、公園全体を見渡すことができ、眺望にすぐれた場所であることから、犠牲者を追悼し、思いをはせる場所とします。

※各ゾーンには、休憩場所（あずまや）、トイレ、駐車場などを設置します。

## 実施設計の中間報告会を行いました

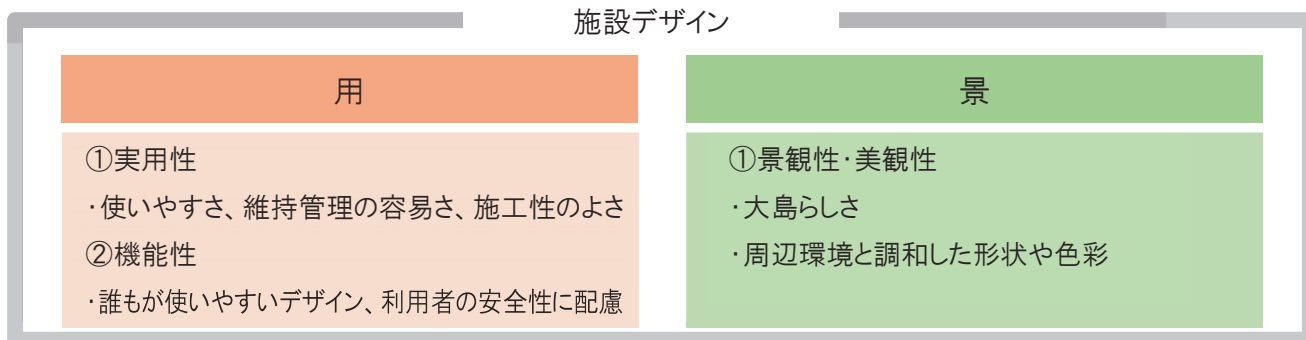
大島町メモリアル公園実施設計の中間報告会を平成 28 年 10 月 26 日（水）に行いました。中間報告会では、公園を構成する施設のデザインの考え方や植栽による空間の構成等、実施設計の内容について報告を行いました。

### 実施設計の検討事項



### 施設デザインの考え方

【施設デザインに欠かせない要素は「用」と「景」】



【大島らしさを表す資源とその活用】





## 慰霊碑

### 【基本的な考え方とデザイン展開】

犠牲者への追悼と災害の記憶をとどめ、後世へ伝えるもの

#### 石碑型

エコパーク水俣親水緑地  
(熊本県 水俣市)



#### アイストップ型

広島平和記念公園  
(広島県 広島市)



#### 献花型

妙見メモリアルパーク  
(新潟県 小千谷市)



- ・ 大島を象徴する要素をデザインに取り入れる
- ・ 土砂の流出方向や災害当時の日の出、日の入りの方向等をデザイン要素として取り入れ、災害の記憶をとどめ後世へ伝える
- ・ 追悼や鎮魂に加え、災害を教訓とした大島の将来や更なる発展の意を込めたデザインとする

## 遊戯施設

### 【基本的な考え方とイメージ】

子どもが公園に親しみ、愛着を醸成するもの

#### ① 幼児用遊具

- ・ 「森・海・島」をテーマに、伊豆大島の雄大な自然を表現
- ・ 親子や友達等が複数で遊べる
- ・ エリア内に子どもの遊びを見守るための休憩施設の設置

#### 児童用遊具のイメージ



#### 幼児用遊具のイメージ



#### ② 児童用遊具

- ・ 「冒険」をテーマに森の中での探検や発見、難しい遊具への挑戦が可能
- ・ 点在した単体遊具で体全体を使って楽しみながら、基礎体力の向上



## ■ 園名板

【基本的な考え方と検討案】

大島の独自性や公園の顔としてのランドマーク

例：園名板



火山砂利と耐候性鋼板



御影石



コンクリート

## ■ その他サイン

【基本的な考え方と検討案】

統一感を出すため、本体デザインの統一

例：総合案内サイン



合成木材



コンクリート



御影石

例：解説サイン



合成木材



コンクリート



御影石

## ■ 植栽

【基本的な考え方とイメージ】

大島らしい樹種を活かし、島内外の人々が集まる空間の演出

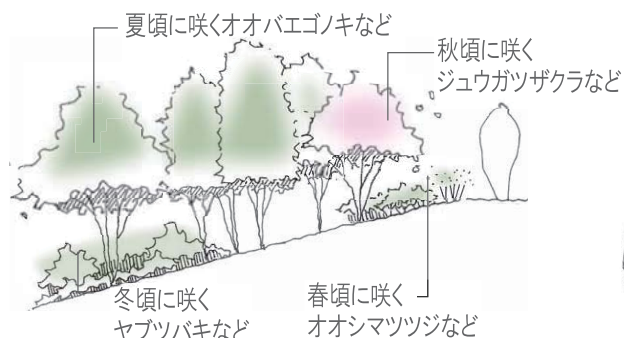
### ■ 骨格種(サクラ)の導入

- ・多くのサクラの品種を植栽し、秋から春をサクラの花で演出
- ・オオシマザクラを基調としたサクラの景観の形成
- ・サクラの花見ができる空間の形成



サクラの花見ができる空間のイメージ(例：都立野川公園)

### ■ 季節ごとに咲く花木の植栽



オオバエゴノキ ジュウガツザクラ

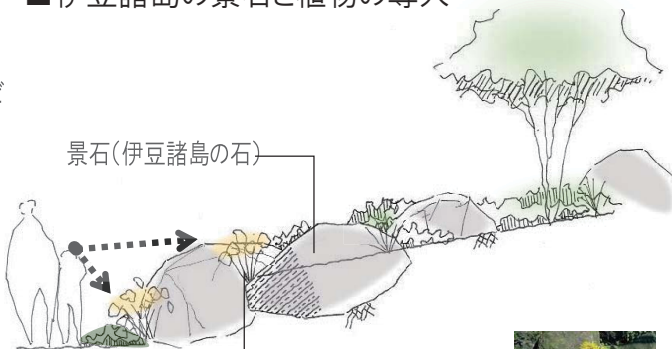


ヤブツバキ



オオシマトツジ

### ■ 伊豆諸島の景石と植物の導入



大島で見られる低木、地被類  
オオシマハイネズ、ツワブキ等



オオシマハイネズ



ツワブキ

## 神達・丸塚地区の土地利用の方向性について

大島町では、神達地区のメモリアル公園整備事業及び大金沢流域の町道整備事業の推進と同時に、神達・丸塚地区の土地利用についても検討を重ねています。

将来を見据えた土地利用を図れるよう2つのゾーンに分け整備計画を進め、発展的な復興を推進します。

### 文教・福祉ゾーンについて

「子供もお年寄りも安心して暮らせる生活環境づくり」「豊かな人間性を育むまちづくり」等をコンセプトに検討を進めています

#### ○検討施設

- ・新元町保育園…保育園機能の充実と子育て支援の拠点整備及び高齢者の憩いの場・活動の場の提供を図る
- ・複合公共施設…図書館・教育相談室・適応指導教室・放課後子ども教室等、分散していた教育関連機関を集約するとともに、子ども家庭支援センターの設置等により教育・福祉の連携による支援体制の充実化を図る
- ・全天候型運動施設…検討中

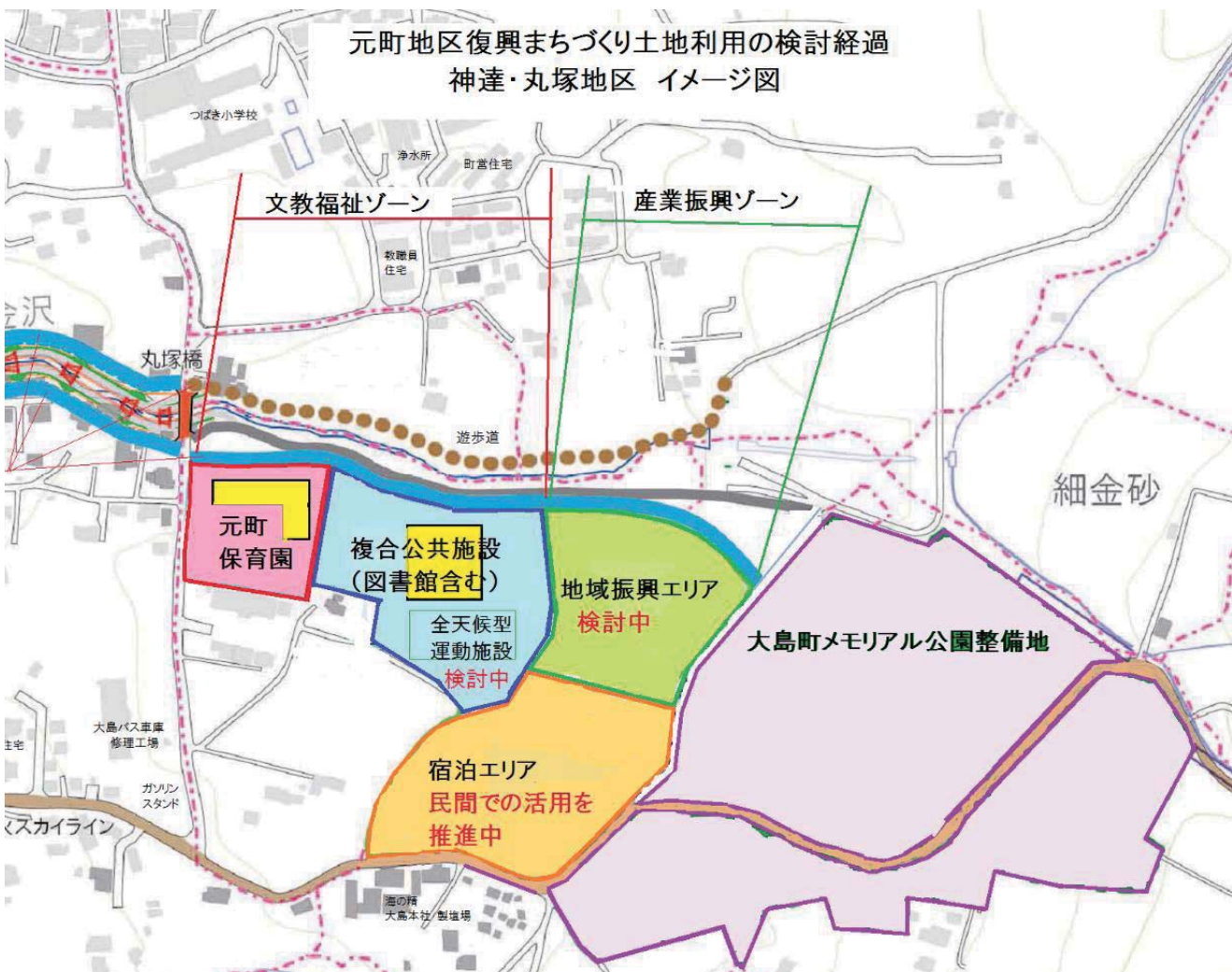
### 産業振興ゾーンについて

#### ○地域振興エリア

当初は観光機能を中心に整備する方向性でしたが、火山博物館周辺を観光拠点施設として整備するよう検討することとなったため、当地においては、今後、地域の発展のための活動拠点として整備するよう検討を進めていきます

#### ○宿泊エリア

宿泊エリアについては引き続き、民間での利用促進を第一に図りたいと考えています



## 資料 2

## 被災者支援事業等の要綱

- 大島町町民税減免取扱要綱
- 大島町固定資産税減免取扱要綱
- 大島町国民健康保険税減免取扱要綱
- 「台風 26 号土石流災害」による被災者生活再建支援事業費交付要綱
- 被災者支援対策事業費補助金交付要綱
- 遺児生活支援事業実施要綱
- 大島町住宅再建支援補助金交付要綱
- 台風 26 号土砂災害擁壁等崩壊防止事業実施要綱
- 大島町中小企業再建支援補助要綱

※いずれも平成 29 年 3 月現在のものを掲載





## ○大島町町民税減免取扱要綱

平成 25 年 12 月 13 日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大島町町税条例（昭和30年条例第15号。以下「条例」という。）第52条の規定に基づき、町民税の減額又は免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免の意義)

**第2条** 減免は、非課税並びに課税免除及び不均一課税の場合と異なり、その利用し得る資産、能力、その他あらゆるものの活用を図り、徴収猶予、納期限の延長等によっても、なお納税が困難であると客観的に認められる担税力の薄弱である納税義務者又はその相続人として納税義務を負う者の税負担を、町長の行政処分によって軽減する措置であり、その取り扱いについては、一律に減免することは適当でなく、納税義務者個々の実情等必要に応じ適宜減免するものとする。

(減免対象税額の範囲)

**第3条** 条例第52条第1項の各号に掲げるいずれかの減免事由に該当する者に対して課する当該減免事由に該当することとなった日（以下「減免事由該当日」という。）の属する年度の分の町民税の額については、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額（特別徴収の方法により徴収する町民税にあっては、減免事由該当日の属する月の翌月分以後の月割額の合計額）に限り減免するものとし、既に納付済の町民税については、この限りでない。

(減免基準)

**第4条** 条例第52条第1項第1号及び第2号に規定する町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第1に定めるところによる。

2 条例第52条第1項第3号に規定する学生及び生徒とは、当該年度の賦課期日において、所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第32号に規定する勤労学生であるものとし、これらの者に係る町民税は、減免する。

3 条例第52条第1項第4号に規定する法人町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第2に定めるところによる。

4 条例第52条第1項第5号に規定する町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表第3に定めるところによる。

5 条例第52条第1項第6号に規定する町民税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、その都度定めることとする。

(減免の取り消し)

**第5条** 町長は、町民税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正があった場合は、減免を

取り消すことができる。

- 2 減免の決定を受けている法人等が収益事業を行うときは、法人町民税の均等割の免除を取消すとともに、均等割額及び法人税割額を課税する。

(減免の手続様式)

**第6条** 条例第52条第2項に規定する申請書及び決定通知書等については、様式第1号及び第2号によるものとする。

(都民税の取り扱い)

**第7条** 個人の都民税についても、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第45条の規定により、町民税に準じて減免するものとする。

(雑則)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、災害による損害程度区分等を明示する必要がある場合には、その都度定めるものとする。

#### 附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年10月16日から適用する。



別表 1

| 減免の対象                                                                                                                                                                                         | 減免割合                                                                                                                      | 添付書類                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったもの                                                                                                                                                                   | 税額の全部                                                                                                                     | 生活保護受給証明書                                                                                                           |
| 生計を一にする納税義務者が死亡したことにより生活が著しく困窮していると認められるもので、納税義務者の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ減免事由該当日の属する年に当該死亡した納税義務者及びその家族が受けるべきすべての収入金額から葬儀費用、医療費用を控除した後の金額を、生活保護基準年額で除した値が、右欄の減免割合区分に該当した割合で死亡した納税義務者に係る税額を減免する。 | 100分の100以下…<br>全額<br><br>100 分の 100 を超え<br>100 分の 105 以下<br>…所得割額の90%<br><br>100 分の 105 を超え<br>100 分の 110 以下<br>…所得割額の70% | ・収入状況及び相続財産に関する明細書又は証明書<br>・診断書又は病状を証するもの<br>・医療費領収書<br>・取引のある預貯金通帳など<br>・住宅の賃貸借契約書及び賃貸料の払込が確認できるもの<br>・その他必要と認める書類 |
| 失職、退職、休職、廃業、疾病などにより収入が減少したため、生活が著しく困窮していると認められるもので、納税義務者及びその家族の預貯金が、生活保護基準年額以下であり、かつ減免事由該当日の属する年に、当該納税義務者及びその家族が受けるべきすべての収入額から医療費用を控除した後の金額を、生活保護基準年額で除した値が、右欄の減免割合区分に該当した割合で減免する。            | 100 分の 110 を超え<br>100 分の 115 以下<br>…所得割額の50%                                                                              |                                                                                                                     |

## 備考

- 生活保護基準年額とは、生活保護法の規定による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）の規定に基づく生活扶助費第1類及び第2類の基準月額と住宅扶助特別基準月額、教育扶助基準月額の合計額に12（月）を乗じて得た額とし、生活保護基準額表は、減免申請のあった当該年度の基準額表（級地区分3級地-1）を用いるものとする。
- 収入金額は、当該年度の1月1日以後の1年間の合計額及び見込額とし、死亡給付金（退職金）、生命保険金、雇用保険金、補償金、休職給付金、給料、恩給、各種年金、年金扶助料、その他の収入の合計額をいう。
- 医療費用は、減免申請以前1年間において医療費用として支払った金額（支払いが証明できるものに限る。）で、保険金などにより補てんされる金額を除いたものとする。
- 葬儀費用は、死亡した納税義務者の葬儀費用で、香典料を控除した金額とする。

別表 2

| 減免の対象                                      | 減免割合                                    | 添付書類                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 民法（明治29年法律第89号）第34条の公益法人                   | 均等割額の全部<br>ただし、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第13号 | 民法第34条の公益法人に該当することを証する書類                                                                                                                  |
| 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人 | の収益事業を営み収益があった場合は、減免しない。                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人に該当することを証する書類</li> <li>・特定非営利活動促進法第28条の規定に基づいて作成された事業報告所等の写し</li> </ul> |

### 別表 3

- 1 災害等により次の表の左欄に掲げる事由に該当することとなった者に対しては、同表の右欄の区分により軽減し、又は免除する。

| 減免の対象                                      | 減免割合    | 添付書類                                 |
|--------------------------------------------|---------|--------------------------------------|
| ①死亡した場合                                    | 全部      | 罹災証明書及び災害により死亡したことを証するもの             |
| ②生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなった者                | 全部      | 生活保護等の受給証明書又は扶助を受けていることを証する書類(罹災証明書) |
| ③障害者(法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。)となった場合 | 10 分の 9 | 罹災証明書及び災害により障害者となったことを証する診断書等        |

- 2 その者(納税義務者の法第 23 条第 1 項第 7 号若しくは第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法第 23 条第 1 項第 8 号若しくは第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者で、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額又は第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 14 条の 2 の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

| 合計所得金額             | 減免割合                        |                  | 添付書類                                                                                                                        |
|--------------------|-----------------------------|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | 損害程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満 | 損害程度が 10 分の 5 以上 |                                                                                                                             |
| 500 万円以下           | 2 分の 1                      | 全部               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 罹災証明書</li> <li>・ 住宅又は家財の価額を証するもの</li> <li>・ 保険金等の支払証明書</li> <li>・ 損害明細書</li> </ul> |
| 500 万円を超え 750 万円以下 | 4 分の 1                      | 2 分の 1           |                                                                                                                             |
| 750 万円を超える         | 8 分の 1                      | 4 分の 1           |                                                                                                                             |



3 冷害、凍霜害、干害等にあつては、1 及び 2 によらず、農作物の減収による損害額の合計額(農作物の減収価額から農業災害補償法(昭和 22 年法律第 185 号)によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額)が平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上である者で、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額又は第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 1,000 万円以下であるもの(当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 400 万円を超える者を除く。)に対しては、農業所得に係る町民税の所得割の額を前年中における農業所得の金額と農業所得以外の金額と按分して得た額について次の区分により軽減し、又は免除する。

| 合計所得金額             | 軽減又は免除の割合 | 添付書類                                                                                                                     |
|--------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 300 万円以下           | 全部        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> <li>・平年作収入額を証するもの</li> <li>・損害明細書</li> <li>・農作物共済金額等の支払証明書</li> </ul> |
| 300 万円を超え 400 万円以下 | 10 分の 8   |                                                                                                                          |
| 400 万円を超え 550 万円以下 | 10 分の 6   |                                                                                                                          |
| 550 万円を超え 750 万円以下 | 10 分の 4   |                                                                                                                          |
| 750 万円を超える         | 10 分の 2   |                                                                                                                          |

様式第 1 号

## 平成 年度町都民税減免申請書

平成 年 月 日

東京都大島町長 殿

住所  
申請者 氏名

印

大島町町税条例第 52 条の規定により、下記のとおり申請いたします。

|              |       |        |       |        |   |
|--------------|-------|--------|-------|--------|---|
| 納税義務者        | 住所：   |        |       |        |   |
|              | 氏名：   |        |       |        |   |
|              | 生年月日： |        |       |        |   |
| 町民税額         | 円     | (均等割額) | 円     | (所得割額) | 円 |
| 都民税額         | 円     | (均等割額) | 円     | (所得割額) | 円 |
| 合計年税額        | 円     |        |       |        |   |
| 期別税額         | 第 1 期 | 円      | 第 2 期 | 円      |   |
|              | 第 3 期 | 円      | 第 4 期 | 円      |   |
| 減免を受けようとする理由 |       |        |       |        |   |

- ・ 生活保護の受給に伴う申請の場合は、生活保護受給開始日においての未到来納期の税額のみとする。

様式第 2 号

平成 年度町都民税減免決定通知書

平成 年 月 日

様

東京都大島町長 印

平成 年 月 日付、大島町町税条例第 52 条の規定により申請のあった減免申請については、下記のとおり決定しましたので通知いたします。

|        |       |        |       |        |   |
|--------|-------|--------|-------|--------|---|
| 納税義務者  | 住所：   |        |       |        |   |
|        | 氏名：   |        |       |        |   |
|        | 生年月日： |        |       |        |   |
| 町民税額   | 円     | (均等割額) | 円     | (所得割額) | 円 |
| 都民税額   | 円     | (均等割額) | 円     | (所得割額) | 円 |
| 合計年税額  | 円     |        |       |        |   |
| 期別税額   | 第 1 期 | 円      | 第 2 期 | 円      |   |
|        | 第 3 期 | 円      | 第 4 期 | 円      |   |
| 減免決定内容 |       |        |       |        |   |

## 大島町町民税減免取扱要綱における別表 3 の 2 (物的被害) の適用要件について

平成 25 年 10 月 16 日付で上記要綱を制定しているところであるが、台風 26 号通過に伴う減免について、以下とおり適用する。

平成 25 年 11 月 25 日 決裁

- 2 その者(納税義務者の法第 23 条第 1 項第 7 号若しくは第 292 条第 1 項第 7 号に規定する控除対象配偶者又は法第 23 条第 1 項第 8 号若しくは第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財につき災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。)がその住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上である者で、前年中の法第 23 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額又は第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額(法第 314 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額(法第 14 条の 2 の適用がある場合には、その適用前の金額)、法附則第 35 条の 2 第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が 1,000 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

| 合計所得金額             | 減免割合                        |                  | 添付書類                                                |
|--------------------|-----------------------------|------------------|-----------------------------------------------------|
|                    | 損害程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満 | 損害程度が 10 分の 5 以上 |                                                     |
| 500 万円以下           | 2 分の 1                      | 全部               | ・罹災証明書<br>・住宅又は家財の価額を証するもの<br>・保険金等の支払証明書<br>・損害明細書 |
| 500 万円を超え 750 万円以下 | 4 分の 1                      | 2 分の 1           |                                                     |
| 750 万円を超える         | 8 分の 1                      | 4 分の 1           |                                                     |

なお、損害の程度については、便宜的に以下のとおりとする。

### 《用語の定義》

- ・【住宅】：専ら居住の用に供するもの(複数棟の所有がある場合には、現状を確認しその者が居住している住宅のみ。)
- ・【家財】：その者が生活に通常必要なものに限る。(生活に必要な倉庫等もこれに含める)

### 《判定物件等の範囲及び判定による損害の程度》

#### ●自己所有の場合

| 居住形態                 | 所有物     | 損害程度区分の判定                   |                  |
|----------------------|---------|-----------------------------|------------------|
|                      |         | 損害程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満 | 損害程度が 10 分の 5 以上 |
| 専ら居住の用に供する住宅(倉庫等も含む) | 住宅・家財   | 一部損壊                        | 半壊・大規模半壊・全壊      |
| 非住の住宅(借家でない・別荘等)     | 住宅・(家財) | 対象外                         |                  |
| 非住の住宅(借家)            | 住宅・(家財) | 対象外(ただし、事業用資産として除却損可能)      |                  |

#### ●借家の場合

| 居住形態 | 所有物  | 損害程度区分の判定                   |                    |
|------|------|-----------------------------|--------------------|
|      |      | 損害程度が 10 分の 3 以上 10 分の 5 未満 | 損害程度が 10 分の 5 以上   |
| 借家   | 家財のみ | 一部損壊でかつ床上浸水                 | 半壊、大規模半壊、全壊でかつ床上浸水 |

ただし、罹災証明が不動産物件のみを判定しているため、床上浸水や家屋の損壊等により家財の被害があった場合のみ減免する。



## ○大島町固定資産税減免取扱要綱

平成25年12月13日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、大島町町税条例（昭和30年条例第15号。以下「条例」という。）第74条の規定に基づき、固定資産税の減額又は免除（以下「減免」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象税額の範囲)

**第2条** 条例第74条第1項の各号に掲げるいずれかの減免事由に該当する者に対して課する当該減免事由に該当することとなった日（以下「減免事由該当日」という。）の属する年度の分の固定資産税の額については、減免事由該当日以後に納期限の到来する納期分の税額に限り減免するものとし、既に納付済の固定資産税については、この限りでない。なお、当該年度分の固定資産税については、随時及び過年度課税固定資産税を含むものとする。

(減免基準)

**第3条** 条例第74条第1項の各号規定する固定資産税の減免に係る対象要件、添付書類及び減免割合は、別表1に定めるところによる。なお、共有物件において、一部の共有者にのみ減免事由が生じた場合は、その者の持分により算出する。

(減免の取り消し)

**第4条** 町長は、固定資産税の減免を受けた者が虚偽の申請その他不正があった場合は、減免を取り消すことができる。

(減免の手続様式)

**第5条** 条例第74条第2項に規定する申請書及び決定通知書等については、様式第1号及び第2号によるものとする。なお、固定資産税の減免を受けた者が、次年度以降においても当該減免を受けた事由が継続している場合は、同項の申請がない場合においても町長は、これを減免することができる。

(雑則)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成25年12月13日から施行し、平成25年10月16日から適用する。

## 別表1

条例第74条第1項第1号による適用

| 減免の対象                          | 減免割合            | 添付書類 |
|--------------------------------|-----------------|------|
| 生活保護法の規定による扶助を受けている者が所有する固定資産  | 税額の100%         |      |
| 収入が生活保護法による保護基準以下の者が所有する固定資産   |                 |      |
| 特別の事情により著しく納税が困難となった者が所有する固定資産 | その都度別途決裁のうえ決定する |      |

条例第74条第1項第2号

| 減免の対象                                | 減免割合            | 添付書類 |
|--------------------------------------|-----------------|------|
| もっぱら地域団体の活動の用に供する固定資産(有料のものを除く)      | 税額の100%         |      |
| 国又は地方公共団体等が買収した固定資産(契約上税負担が明確なものを除く) |                 |      |
| 前各号のほか、特に必要があると認めた公益のために直接専用する固定資産   | その都度別途決裁のうえ決定する |      |

条例第74条第1項第3号による適用の場合

○土地

| 被災状況                                                  | 減免割合  | 添付書類 |
|-------------------------------------------------------|-------|------|
| 流失及び土砂の流入等により作付不能若しくは使用不能となり被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき | 全額    |      |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上、10分の8未満であるとき                     | 10分の8 |      |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上、10分の6未満であるとき                     | 10分の6 |      |
| 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上、10分の4未満であるとき                     | 10分の4 |      |

○家屋及び償却資産

| 被災状況                                                                     | 減免割合  | 添付書類  |
|--------------------------------------------------------------------------|-------|-------|
| 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき                                       | 全額    | 罹災証明書 |
| 主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき                       | 10分の8 | 罹災証明書 |
| 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上、10分の6未満の価値を減じたとき   | 10分の6 | 罹災証明書 |
| 下壁、畳等に損傷を受け、住居又は使用目的を損じ、修理又は取替えを必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上、10分の4未満の価値を減じたとき | 10分の4 | 罹災証明書 |

様式第1号

固 定 資 産 税 減 免 申 請 書

平成 年 月 日

大 島 町 長 殿

住 所

申請人

氏 名

印

下記の固定資産税の減免を申請します。

記

1. 減免を受けようとする理由

2. 減免を受けようとする土地

| 所在  | 地 番 | 地目 | 地 積 | 評 価 額 |
|-----|-----|----|-----|-------|
| 大島町 |     |    |     |       |
| 大島町 |     |    |     |       |
| 大島町 |     |    |     |       |

3. 減免を受けようとする家屋

| 所在  | 家屋番号 | 構 造 | 評 価 額 |
|-----|------|-----|-------|
| 大島町 |      |     |       |
| 大島町 |      |     |       |

4. 減免を受けようとする償却資産

第二十六号様式別表二 種類別明細書（減少資産用）を添付。

5. 税 額

| 年度 | 課税標準額 | 納める額 | 納めた額 | 差引減免を受けようとする額 | 摘 要 |
|----|-------|------|------|---------------|-----|
|    |       |      |      |               |     |

※減免理由の根拠となる証明等を必ず添付してください。



## ○大島町国民健康保険税減免取扱要綱

平成 23 年 4 月 1 日

改正 平成 25 年 11 月 29 日

大島町国民健康保険税減免取扱要綱（平成 20 年 4 月 1 日）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この要綱は、大島町国民健康保険税条例（昭和30年条例第18号）第24条の規定に基づき、国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減額または免除（以下減免という。）について、法令その他特別の定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（減免の基本要件）

**第2条** 保険税の減免は、納税義務者の負担能力が著しく低下し納付が困難となった場合において、その保険税について徴収猶予等の措置を講ずることによってもなおその納付が困難と認められるときに申請に基づいて行うものとする。

2 保険税の減免は、他の納税義務者との均衡を失することのないよう適正に行わなければならない。

（申請の却下）

**第3条** 町長は、次の各号のいずれかに該当する者の申請は、却下することができる。

- （1） 前条に規定する減免の基本要件に該当しない者
- （2） 町長が指定する書類を提出せず、又は事情聴取等の調査に応じない者
- （3） 虚偽の申請をしたもの
- （4） 前年度分までの保険税を完納していない者
- （5） 所得の申告をしていない者

（減免の基準及び割合）

**第4条** 町長は、保険税の納税義務者が次の各号のいずれかに該当する場合において保険税を減免することができるものとし、その減免割合は別表に定めるところによる。

ただし、これにより難いときは、その均衡を失しない範囲で定めるものとし、本条第6号及び第7号に定めるものを除き、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものの活用を図ったにもかかわらず、当該年度分の保険税を納付することが困難であると認められる場合に減免するものとする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けることとなった時
- （2） 納税義務者が死亡し、又は地方税法（昭和25年法律第226号）第229条第1項第9号に規定する障害者となったため、収入が皆無又は著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。
- （3） 納税義務者が失職、休職、廃業、休業その他これらに類する特別な理由により収

入が皆無又は著しく減少し、生活が困難であると認められるとき。

- (4) 納税義務者又は同居の扶養親族が疾病若しくは負傷により、収入が皆無又は著しく減少し、かつ医療費の増加により生活が困難であると認められるとき。
- (5) 納税義務者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、その資産に重大な損害を受けたとき。
- (6) 納税義務者の世帯に国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する被保険者が属すると認められるとき。
- (7) 納税義務者の世帯に被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者で国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日において、次のいずれかに該当する者（当該資格を取得した日において高齢者の医療を確保する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であった者が属すると認められるとき（以下「旧被扶養者」という。）。
  - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。
  - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者
  - ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員
  - エ 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
  - オ 健康保険法第126条の規定に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書きの規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保険者を除く。

イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）の規定による被保険者

ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく共済組合の組合員

エ 私立学校教職員共済組合法（昭和28年法律第245号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

オ 健康保険法第126条の規定に日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項ただし書きの規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く

- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めたとき。

（減免の申請）

**第5条** 保険税の減免を受けようとする納税義務者（以下「申請者」という。）は、国民健康保険税減免申請書（様式第1号）に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険税を徴収されている者については、特別徴収対象年金給付の直近の支払日の7日前のまでに町長に申請しなければならない。ただし、第4条第5号、第6号及び第7号に該当する場合の申請期限については、この限りでない。

2 前項に掲げる添付書類は次のとおりとし、別表に定めるところにより添付するものとする。

- (1) 生活保護受給証明書

- (2) 給与証明書
- (3) 収入・無収入証明書
- (4) 医師の診断書
- (5) 被保険者一部負担金支払い領収書の写し
- (6) 消防署、警察署等の発行する証明書
- (7) 収監証明書、拘置通知書、在所証明書等の健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する事実を証する書類
- (8) 被用者保険の保険者が発行する旧被扶養者に該当する旨の記載をした資格喪失証明書、又は転入時においては前住所地の市町村が発行する旧被扶養者異動連絡票  
(申請内容の確認)

**第6条** 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請の内容が事実と相違ないことを確認及び調査するものとする。

(減免の認定)

**第7条** 町長は、第4条の規定による減免の認定を行う場合においては、次の各号に定めるところによる。

- (1) 第4条第1号の認定については、生活保護を証する書類等により生活困難の程度を明確にしたうえで認定する。
- (2) 第4条第2号、第3号及び第4号については、保険税の減免に係る申請の属する月の前3月における、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年厚生省社発第123号厚生事務次官通知）第7の3に定める指針に基づき認定した収入額の平均額と生活保護法による保護基準（昭和36年厚生省告示第158号）別表第1生活扶助基準、別表第2教育扶助基準及び別表第3住宅扶助基準に定める額の合算額（以下「基準生活費」という。）との比較により算出した率（以下「収入率」という。）が100分の110未満であるものをもって認定する。
- (3) 第4条第5号の認定については、所轄消防署等の発行する証明書により実地調査し認定するものとする。
- (4) 第4条第6号の認定については、刑事施設等の発行する証明書により認定するものとする。
- (5) 第4条第7号の認定については、被用者保険の保険者が発行する旧被扶養者に該当する旨の記載をした資格喪失証明書、又は転入時においては前住所地の市町村が発行する旧被扶養者異動連絡票により認定するものとする。

(決定・却下通知)

**第8条** 町長は、保険税の減免を決定したときは、国民健康保険税減免決定・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(減免の期間)

**第9条** 保険税の減免期間は次に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定めるところ

による。

- (1) 第4条第1号に該当する者 その申請の日の属する納期から当該保険税の最終納期まで
- (2) 第4条第2号から第4号までに該当する者 その申請の日の属する納期から3ヵ月以内を限度とし、とくに必要があると認める場合は再度の申請により当該年度の6ヵ月まで
- (3) 第4条第5号に該当する者 災害を受けた日以後の最初の納期から当該保険税の最終納期まで
- (4) 第4条第6号に該当する者 国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する期間の末日の属する月の前月まで
- (5) 第4条第7号に該当する者 その申請の属する納期から、旧被扶養者が国民健康保険の被保険の資格を取得した日の属する月以後当分の間  
(減免の取消)

**第10条** 町長は、保険税の減免を受けた納税義務者が、次の各号の一に該当する場合においては、保険税の減免を取り消すものとする。

- (1) 偽りの申請その他不正な行為があったと認められるとき。
- (2) 第4条に規定する減免基準に該当しなくなったと認められるとき。  
(取消通知)

**第11条** 町長は、前条の規定により保険税の減免を取り消した場合には、国民健康保険税減免取消通知書（様式第3号）により通知するとともに、減免により徴収を免れた保険税を徴収するものとする。  
(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成 25 年 11 月 29 日から施行し、平成 25 年 10 月 16 日から適用する。



別表（第4条関係）

|   | 該当条項            | 減免の割合                                      |       | 減免対象保険税                                        | 添付書類                                 |
|---|-----------------|--------------------------------------------|-------|------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 1 | 第4条第1号          |                                            | 100%  | 保険税の総額                                         | 生活保護受給証明書                            |
| 2 | 該当条項            | 収入率                                        | 減免の割合 | 減免対象保険税                                        | 添付書類                                 |
|   | 第4条第2号          | 基準生活費の<br>105/100 未満                       | 100%  | 保険税の総額                                         | 給与証明書又は収入・無収入申告書                     |
|   |                 | 基準生活費の<br>105/100 以上<br>110/100 未満         | 70%   |                                                |                                      |
| 3 | 該当条項            | 収入率                                        | 減免の割合 | 減免対象保険税                                        | 添付書類                                 |
|   | 第4条第3号<br>及び第4号 | 基準生活費の<br>105/100 未満                       | 100%  | 保険税のうち所得割額                                     | 給与証明書又は収入・無収入申告書<br>医師の診断書<br>経費の明細書 |
|   |                 | 基準生活費の<br>105/100 以上<br>110/100 未満         | 70%   |                                                |                                      |
| 4 | 該当条項            | 災害の程度                                      | 減免の割合 | 減免対象保険税                                        | 添付書類                                 |
|   | 第4条第5号          | 住居の全壊・全焼<br>又は流失                           | 100%  | 保険税の総額                                         | 消防署、警察署等の証明証                         |
|   |                 | 住居の半壊・半焼                                   | 70%   | 保険税の総額                                         |                                      |
|   |                 | 住居の床上浸水                                    | 50%   | 保険税のうち所得割額                                     |                                      |
|   |                 | 家財の1/3以上の損害                                |       |                                                |                                      |
| 6 | 該当条項            | 減免の割合                                      |       | 減免対象保険税                                        | 添付書類                                 |
|   | 第4条第6号          | 100%                                       |       | 国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する期間の末日の属する月の前月までの保険税の総額 | 収監証明書、拘置通知書、在所証明書等いずれかに該当する事実を証する書類  |
|   | 該当条項            | 減免の割合                                      |       | 減免対象保険税                                        | 添付書類                                 |
|   | 第4条第7号          | 旧被扶養者に係る保険税のうち所得割額及び資産割額について所得、資産の状況にかかわらず |       | 保険税のうち均等割額                                     | 被用者保険の保険者が発行する資格喪失証明書等又は旧被扶          |

|  |                                                                                                                                         |                |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | <p>100%、被保険者均等割額については国民健康保険税条例第 21 条第 3 号に基づく減額賦課による軽減額と合わせて 50%減免する。ただし、旧被扶養者の属する世帯が国民健康保険税条例第 21 条第 1 号及び第 2 号に規定する世帯である場合は適用しない。</p> | <p>養者異動連絡票</p> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|

## 様式第 1 号（第 5 条関係）

## 国民健康保険税減免申請書

|                                                                                                                                                                                                                           |    |       |        |    |       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------|--------|----|-------|
| 納税義務者                                                                                                                                                                                                                     | 住所 |       |        |    |       |
|                                                                                                                                                                                                                           | 氏名 |       |        |    |       |
| 年度                                                                                                                                                                                                                        | 年度 | 通知書番号 |        |    |       |
| 年税額                                                                                                                                                                                                                       |    | 円     |        |    |       |
| 減免申請額                                                                                                                                                                                                                     |    |       |        |    |       |
| 期別                                                                                                                                                                                                                        | 税額 | 納期限   | 期別     | 税額 | 納期限   |
| 第 1 期                                                                                                                                                                                                                     | 円  | 年 月 日 | 第 6 期  | 円  | 年 月 日 |
| 第 2 期                                                                                                                                                                                                                     | 円  | 年 月 日 | 第 7 期  | 円  | 年 月 日 |
| 第 3 期                                                                                                                                                                                                                     | 円  | 年 月 日 | 第 8 期  | 円  | 年 月 日 |
| 第 4 期                                                                                                                                                                                                                     | 円  | 年 月 日 | 第 9 期  | 円  | 年 月 日 |
| 第 5 期                                                                                                                                                                                                                     | 円  | 年 月 日 | 第 10 期 | 円  | 年 月 日 |
| 過年第<br>期                                                                                                                                                                                                                  | 円  | 年 月 日 |        |    |       |
| 減免を受け<br>ようとする<br>理由                                                                                                                                                                                                      |    |       |        |    |       |
| <p>大島町国民健康保険税条例第 24 条の規定により、上記のとおり申請いたします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所<br/>氏名<br/>電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大島町長 殿</p> |    |       |        |    |       |

様式第 2 号（第 8 条関係）

大発第 号  
年 月 日

殿

大島町長

印

国民健康保険税減免決定・却下通知書

年 月 日付で申請のあった 年度国民健康保険税の減免については、下記のとおり決定・却下したので通知します。

|            |       |     |        |   |  |
|------------|-------|-----|--------|---|--|
| 納税義務者      | 住所    |     |        |   |  |
|            | 氏名    |     |        |   |  |
| 年度         | 通知書番号 | 年税額 | 減免金額   |   |  |
| 年度         |       | 円   | 円      |   |  |
| 納期別<br>減免額 | 第 1 期 | 円   | 第 6 期  | 円 |  |
|            | 第 2 期 | 円   | 第 7 期  | 円 |  |
|            | 第 3 期 | 円   | 第 8 期  | 円 |  |
|            | 第 4 期 | 円   | 第 9 期  | 円 |  |
|            | 第 5 期 | 円   | 第 10 期 | 円 |  |
|            | 過年第 期 | 円   |        |   |  |
| 決定・却下理由    |       |     |        |   |  |



様式第 3 号（第 11 条関係）

大発第 号  
年 月 日

殿

大島町長 印

国民健康保険税減免取消通知書

年 月 日付で申請のあった 年度国民健康保険税の減免については、下記  
のとおり取消したので通知します。

|                                                                                |       |      |        |
|--------------------------------------------------------------------------------|-------|------|--------|
| 納税義務者                                                                          | 住所    |      |        |
|                                                                                | 氏名    |      |        |
| 年度                                                                             | 通知書番号 | 減免金額 | 減免取消金額 |
| 年度                                                                             |       | 円    | 円      |
| 減免取消理由                                                                         |       |      |        |
| この決定について不服がある場合は、この通知書を受けとった日の翌日から起算して 60 日以内に大島町長に対して書面をもって異議の申し立てをすることができます。 |       |      |        |

## 平成 28 年度「台風 26 号土石流災害」による被災者生活再建支援事業費交付要綱

### 第 1 目 的

この要綱は、平成 25 年 10 月の台風 26 号土石流災害被災者が、失われた生活を再建する過程において、経済的、精神的負担となる医療費の一部負担金を補助し、復興へ向け被災者の負担軽減を図ることを目的とする。

### 第 2 補助対象者

平成 25 年 10 月の台風 26 号土石流災害により、生活再建を図る過程で医療費の一部負担金が経済的、精神的な負担となっている被災者とする。

- (1) 災害により、直接的被害により負傷した被災者
- (2) 町長が生活再建に支援が必要と認めた被災者

### 第 3 補助対象経費及び補助金の額

治療した医療機関に対し支払うべき医療費（各医療保険給付費を除く）の一部負担金及び町長が必要と認めた治療に要した経費

### 第 4 補助対象期間

原則として平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間とする。

### 第 5 補助金の申請及び交付

支援を受けようとする被災者は、町長に対し申請書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、補助対象期間に治療に要した費用及び一部負担金として支払った費用の領収書を添えて大島町に交付申請及び請求をする。

### 第 6 補助金の交付決定及び通知

町長は、補助金を交付することが必要かつ適切と認められたときは、申請者に補助金交付決定を通知する。

### 第 7 情報の公開

大島町情報公開条例に基づく情報の公開の請求があった場合は、その情報の公開に努めなければならない。

### 第 8 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、大島町補助金等交付規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

## 平成 28 年度被災者支援対策事業費補助金交付要綱

### 第 1 目 的

この要綱は、平成 25 年 10 月の台風第 26 号土石流災害により、ご遺族等になった者に対し大島町に来島された際のお墓参り等や身元確認等のために要する経費、また、島外での治療が今年度も継続する者に対し島外医療機関への通院に要する経費、並びに住家被害を受け、流出等のため諸般の行政手続きや税の申告等に必要な書類を紛失してしまった者に対する必要書類の再発行に要する経費、について補助することにより、被災者支援を図ることを目的とする。

### 第 2 補助対象者

#### (1)ご遺族になった者について

- ① 死亡又は行方不明者となった方の配偶者、親及び子
- ② 上記①の対象者がいない場合は、兄弟・姉妹
- ③ 上記①及び②の対象者がいない場合は、伯父（叔父）、伯母（叔母）及び甥姪
- ④ 町長が特別に認めた場合は、上記①から③まで以外の者も補助対象者としてすることができる

#### (2)今年度も継続して島外医療機関にてリハビリ等の通院が必要な者について

- ① 台風第 26 号災害により島外医療機関にへり搬送後入院した者
- ② 上記①の者のうち、付添が必要と町長が認めた場合の付添者及び見舞に行った者

#### (3)住家被害を受け、必要書類等を紛失してしまった者について

- ① 台風第 26 号災害により住家被害を受け、必要書類等の流出・紛失・破損等の被害を受けた者。

### 第 3 補助対象経費及び補助金の額

#### (1)ご遺族になった者について

大島町に来島しお墓参り等及び島内での身元確認等のために要する次の経費とする。

##### ① 交通費

ア 東京から大島までの交通費は高速船実費相当額を補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

イ 島内交通費が必要な場合は、1 人当たり 1 回につき 1,500 円を補助する。ただし、宿泊 3 泊以上の場合は、1 人当たり 1 回につき 3,000 円を補助する。

ウ 竹芝又は熱海港の最寄り駅までの往復の交通費（公共交通手段による。）については、実費相当分（新幹線及び特急の指定席料金）を補助する。

##### ② 宿泊料

ア 島内有料宿泊施設に宿泊する場合は、1 人当たり 1 泊につき 7,000 円を上限に補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、1 人当たり 1 泊につき 12,000 円を上限



に補助することができる。

イ 大島町が宿泊施設を予約した場合は、町が宿泊料を支払う。

③ その他の経費

ア 町長が島内でのお墓参り等や身元確認等のために必要と特別に認めた場合は、その経費の実費相当分を補助することができる。

(2) 災害により精神的な疾患を患った者に対して

① 負傷者見舞金

ア 今回の災害救助活動に伴い、精神的な疾患を受け、医師の診断により通院や入院等に要する経費として、第3次災害義援金（負傷者見舞金）に準じた金額 800,000 円を補助する。

(3) 今年度も継続して島外医療機関にてリハビリ等の通院が必要な者について  
島外医療機関にリハビリ等で通院するために要する次の経費とする。

① 交通費

ア 大島から東京までの交通費は、高速船実費相当分を補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

イ 都内交通費が必要な場合は、1人当たり1日につき 1,000 円を補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

② 宿泊料

ア 都内有料宿泊施設に宿泊する場合は、1人当たり1泊につき 7,000 円を上限に補助する。ただし、町長が特別に認めた場合は、12,000 円を上限に補助することができる。

③ その他の経費

ア 町長が島外医療機関に通院するために必要と特別に認めた場合は、その経費の実費相当分を補助することができる。

④ その他の経費

ア 町長が島外医療機関に通院するために必要と特別に認めた場合は、その経費の実費相当分を補助することができる。

(4) 住家被害を受け、必要書類等を紛失してしまった者について

① 文書料等（手数料）

ア 行政手続きや税の申告等に必要な書類の再発行に係る経費について、実費相当額を補助する。

## 第4 補助対象期間

(1) ご遺族になった者について

補助対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(2) 今年度も継続して島外医療機関にてリハビリ等の通院が必要な者について

補助対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(3)住家被害を受け、必要書類等を紛失してしまった者について

補助対象期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

## 第 5 補助対象回数及び人数

ご遺族になられた者については、補助対象回数及び人数を下記のとおり定めるものとする。

### (1)補助対象回数

- ① 補助対象回数は 4 回までとする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。
- ② 1 回当りの島内宿泊数は、2 泊を上限とする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りでない。

### (2)補助対象人数

- ① 1 回当りの補助対象人数は 3 人までとする。ただし、町長が特別に認めた場合は、この限りではない。

## 第 6 補助金の交付申請及び実施報告書の提出

(1)補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請及び実施報告書（様式第 1 号）及び請求書（様式第 2 号）を町長に提出しなければならない。

(2)補助金の交付を受けようとする者又は世帯主等は、来島した日、または受診・退院日並びに再発行を受けた日より 3 カ月以内、またはこの補助金の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに交付申請兼実施報告書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。なお、提出期限を過ぎたときは、町長が特別に認めた場合を除き、補助対象外とする。

## 第 7 補助金の交付決定及び通知

町長は、補助金を交付することが必要かつ適切と認められたときは、申請者に補助金交付決定通知書（様式第 3 号）をもって通知する。

## 第 8 補助金の返還

町長は、申請者が不正又は虚偽の申請により補助金の交付を受けたときは、全額又は一部の返還を命じることができる。

## 第 9 情報の公開

大島町情報公開条例に基づく情報の公開の請求があった場合は、その情報の公開に努めなければならない。

## 第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、大島町補助金等交付規則の定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年12月27日から施行する。

## 遺児生活支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、台風26号土石流災害（平成25年10月16日に発生した台風26号による土石流災害をいう。以下「災害」という。）により、両親又はその一方が死亡又は行方不明となった児童の就学及び修学並びに生活の支援を目的として土砂災害復興基金より支援金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 台風26号土石流災害により、生計を一にし、現に養育をしていた両親又はその一方が死亡し、又は行方不明になっている者

### (支援金の種類)

第3条 支援金の種類は、次のとおりとする。

(1) 月額金 一月を単位として支給し、生活や修学に必要な経費を支援するもの

(2) 特別一時金 一時に支給し、入学や生活に必要な経費を支援するもの

### (支援金額)

第4条 月額金の額は、次の各号ごとに定める額とする。

|                     |          |
|---------------------|----------|
| (1) 乳幼児             | 10,000 円 |
| (2) 大島町立の各小学校に在籍する者 | 20,000 円 |
| (3) 大島町立の各中学校に在籍する者 | 25,000 円 |
| (4) 島内の高等学校に在籍する者   | 30,000 円 |
| (5) 島外の高等学校に在籍する者   | 50,000 円 |
| (6) 特別支援学校に在籍する者    | 50,000 円 |
| (7) 高等専門学校に在籍する者    | 50,000 円 |
| (8) 専修学校に在籍する者      | 50,000 円 |
| (9) 大学・短期大学に在籍する者   | 50,000 円 |

2 特別一時金の額は、次の各号ごとに定める額とし、当該号ごとに同一人に対して1回とする。

|                                        |           |
|----------------------------------------|-----------|
| (1) 小学校に入学する者                          | 100,000 円 |
| (2) 中学校に入学する者                          | 150,000 円 |
| (3) 高等学校に入学する者                         | 200,000 円 |
| (4) 特別支援学校に入学する者                       | 300,000 円 |
| (5) 高等専門学校に入学する者                       | 300,000 円 |
| (6) 専修学校に入学する者                         | 500,000 円 |
| (7) 大学・短期大学に入学する者                      | 500,000 円 |
| (8) 中学校、高等学校（島内）を卒業後に島外で生活する者          | 300,000 円 |
| (9) 高等学校（島外）又は同項（4）～（7）を卒業し、新たな生活を始める者 | 300,000 円 |



(支援金の申請)

第5条 月額金の支援を受けようとする者は、新たに支援を受けようとする者にあつては、遺児生活支援事業支援金申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を、継続して支援を受けようとする者にあつては、支援を受けようとする年度の4月1日から4月末日までの間に当該年度における遺児生活支援事業支援金現況届(様式第2号。以下「現況届」という。)を、在籍を証明する書類を添付し、大島町に提出しなければならない。

2 特別一時金の支援を受けようとする者で、第4条第2項(1)～(7)に該当する者にあつては、入学する前年度の2月1日から3月末日までの間に、申請書及び当該学校に入学を証明する書類を添付し、大島町に提出しなければならない。

3 特別一時金の支援を受けようとする者で、第4条第2項(8)及び(9)に該当する者にあつては、卒業する年度の3月1日から3月末日までの間に、申請書及び卒業を証明する書類を添付し、大島町に提出しなければならない。

(支給の決定)

第6条 大島町は、第5条第1項の規定による申請又は届出に基づき、月額金の支給を決定し、又は支給しないことを決定したときは、当該申請者又は当該届出者に対して、遺児生活支援事業支援支給(不支給)決定通知書(様式第3号。以下「通知書」という。)により通知するものとする。

2 大島町は、第5条第2項又は第3項の規定による申請に基づき、特別一時金の支給を決定し、又は支給しないことを決定したときは、当該申請者に対して通知書により通知するものとする。

(支給の方法)

第7条 月額金は、各月の20日までに、第6条第1項の規定により支給の決定を受けた者に支給するものとする。

2 特別一時金は、第5条第2項又は第3項の規定による申請のあった日の属する年の4月末日までに、第6条第2項の規定により支給の決定を受けた者に支給するものとする。

3 前二項に関わらず、大島町は必要があると認めたときは、随時支給することができる。

(他事業との調整)

第8条 生活保護法(昭和25年法律第144号)による教育扶助及び生活扶助により実施する場合、児童生徒が措置費を支給されている施設に入所している場合、東京都の里親制度を受けている場合等は、本事業との調整を行い必要な支給額を決定し支給するものとする。

(支援の停止及び決定の取消)

第9条 大島町は、第6条により支給の決定を受けた者が偽りその他不正の申請をしたとき又は養子縁組により養父母を得たとき、父又は母が婚姻によりひとり親家庭でなくなったとき、その他町長が適当でないと認めたときは、その支給を停止し、又はその決定を取り消すことができる。

(支援金の返還)

第10条 大島町は、虚偽の申請その他不正な行為により、第6条による支給の決定を受けた者に対してその全部又は一部を返還させることができる。

(必要事項の調査)

第11条 大島町は、支援金の支給に関して必要な事項を調査することができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、大島町が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年5月22日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年度の特例)

2 大島町は、対象者の個別の状況に配慮し、申請及び支給の時期等について、必要に応じ協議決定するものとする。

## 大島町住宅再建支援補助金交付要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、台風 26 号土砂災害によって住宅が甚大な被害を受けた被災者に対し、住宅再建費用を支援するため、「大島町住宅再建支援補助金交付要綱」を制定し、生活再建の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 台風 26 号土砂災害によって被災した住宅を補修または建設・購入する者であり、次のすべてに該当しなければならない。

- (1) 被災した住宅が居住する住宅であった場合（非住家は含まない）
- (2) 現に被災した住宅に住んでいた者
- (3) リ災証明が半壊以上である
- (4) 持ち家・借家は問わない

2 前項の規定は、町長が特別の事由があると認めたときは、この限りではない。

### (補助対象経費)

第 3 条 住宅再建（補修、建設・購入）のために必要な経費。ただし、備品等は含まない。

### (補助額)

第 4 条 限度額は次のとおりとする。また、いずれも国または東京都の生活再建支援制度との併用が可能である。ただし、重複は認めない。

#### (1) 補修の場合

実費額の 10/10 とする。ただし、上限額は 100 万円とする。

#### (2) 建設・購入の場合

実費額の 10/10 とする。ただし、上限額は 300 万円とする。

2 町長が特別な事由があると認めた案件については、内容ごとに補助率及び補助額の上限を決定するものとする。

### (支援対象期間)

第 5 条 支援対象期間は、平成 25 年 10 月 16 日から平成 29 年 11 月 15 日までとする。

### (交付申請)

第 6 条 補助金を受けようとする者は、大島町住宅再建支援補助金交付申請書（様式第 1 号）により申請する。

(交付決定)

第 7 条 町長は、申請があった時はその内容を審査し適当と認めたときは補助金の交付を決定し、大島町住宅再建支援補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により通知する。

(補助金の請求・支払)

第 8 条 交付決定を受けた者は、大島町住宅再建支援補助金請求書(様式第 3 号)を提出すること。支払いについては、請求後速やかに指定口座へ支払うこととする。

(実績報告)

第 9 条 補助事業完了後、大島町住宅再建支援補助金実績報告書(様式第 4 号)を提出すること。なお、既に事業が完了した状態で交付申請し、且つ交付決定を受けた者は、大島町住宅再建支援実績報告書兼請求書(様式第 5 号)を提出することで、請求書及び実績報告書を兼ねることができる。

(決定の取り消し)

第 10 条 補助対象者が偽りその他不正の手段により決定を受けたとき、または決定を受けた事業を実施しない場合、町長は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第 11 条 補助金の交付の決定を取り消しされた補助対象者は、すでに補助金が交付されている場合、町長が定めた期日までにその額を返還しなければならない。

(事業の担当)

第 12 条 この事業の担当は、土砂災害復興推進室とする。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めがなく疑義が生じたとき、また、この要綱の施行に当たって必要な事項が生じたときは、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 12 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 6 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 11 月 15 日から施行する。



## 台風 26 号土砂災害擁壁等崩壊防止事業実施要綱

平成 26 年 6 月 27 日

町 長 決 裁

### (目 的)

第 1 条 この事業は、平成 25 年台風 26 号土砂災害（以下、「土砂災害」という。）により崩壊した擁壁等の復旧工事を実施することにより、今後の降雨等による二次災害の防止を図り、住民生活の安全・安心の確保に努めることを目的とする。

### (実施主体)

第 2 条 この事業の実施主体は、大島町（以下、「町」という。）とする。  
2 町は、本要綱制定前に個人で実施したものについて、調査のうえ適当と認めた場合、町の認めた経費から個人負担額相当を控除した 90%を補助する。

### (対象者)

第 3 条 この事業の対象者は、内閣府指定の罹災証明書発行対象外である擁壁等が崩壊した世帯とする。

### (対象事業)

第 4 条 この事業の対象は、土砂災害により崩壊した擁壁等について、このまま放置しておくとな本人及び隣接の家屋等倒壊や公共施設などに被害を招く危険性があるものとする。  
2 本要綱制定前に個人で実施したものについては、契約書、領収書等、経費内訳を証する書類を提出するものとする。

### (対象期間)

第 5 条 この事業の対象期間は、土砂災害発生後からの 1 年間、平成 26 年 10 月 15 日までとする。

### (個人負担額)

第 6 条 この事業は、個人資産形成に資することから原則として工事請負費の 10%、上限額 100 万円を個人負担額とする。  
なお、実施設計費については、全額町負担とする。  
2 町長は、申請者が著しい生活困窮状態（生活保護法（昭和 25 年法律第 144

号)の適用を受け、またはこれに準ずる状態をいう。)など、特別な事情がある場合、個人負担額を減免することができる。

(事業の申請)

第7条 この事業を希望する者は、「台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業申請書」(様式第1号)を町長に提出するものとする。

(決定の通知等)

第8条 町長は、当該申請者の土砂災害により崩壊した擁壁等について、実地に調査し、本事業の対象となるかどうかを決定するものとする。

2 町長は、本事業を実施することに決定したときは、「台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業決定通知書」(様式第2号)を当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、申請を却下することに決定したときは、「台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業却下決定通知書」(様式第3号)を当該申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、前条第2項の決定に不服があるとき決定日から14日以内に申請の取下げをすることができる。

(決定の取消し)

第10条 申請者が偽りその他不正の手段により決定を受けたとき、町は、決定の全部または一部を取消すことができる。

2 決定の取消しを受けた申請者は、町の負担した経費を賠償しなければならない。

(事業の担当)

第11条 この事業の担当は、地域整備課建設係とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めがなく疑義が生じたとき、また、この要綱の施行に当たって必要な事項が生じたときは、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

台風 2 6 号土砂災害擁壁等崩壊防止事業申請書

平成 2 6 年      月      日

大島町長

殿

住 所  
申請者  
氏 名

印

台風 2 6 号土砂災害擁壁等崩壊防止事業実施要綱第 7 条の規定により、次の  
とおり申請します。

記

1 申請事由

2 現況等

3 添付書類

4 その他

様式第2号（第8条関係）

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業決定通知書

平成26年 月 日

殿

大島町長

平成26年 月 日付けをもって申請のあった台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業について、本事業実施要綱第8条第2項の規定により、次のとおり決定します。

記

1 概算事業費

2 工期予定

3 個人負担予定額

4 その他

個人負担額については、工事請負契約締結後、改めて通知します。また負担する時期については、工事完了後、町の指示に従ってください。



様式第3号（第8条関係）

台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業却下決定通知書

平成26年 月 日

殿

大島町長

平成26年 月 日付けをもって申請のあった台風26号土砂災害擁壁等崩壊防止事業について、本事業実施要綱第8条第3項の規定により、次のとおり却下決定します。

記

1 却下決定事由

2 その他

## 大島町中小企業再建支援補助要綱

### (目 的)

第 1 条 この要綱は、台風 26 号土砂災害によって被害を受け、早期の事業再建を支援するため、「中小企業再建支援補助要綱」を制定し、中小企業者の負担を軽減することを目的とする。

### (補助対象者)

第 2 条 台風 26 号土砂災害によって被害を受け、事業再開に必要な施設（用地復旧費も含む）・設備等の整備（購入、修繕等）を行う島内の中小企業者。

### (補助対象経費)

第 3 条 事業再建のために必要な施設・設備の購入や修繕等に要する経費。

### (補助額（率）)

第 4 条 限度額、補助率は次のとおりとする。

#### (1) 店舗等新築・購入の場合

100 万円を超える額の 1/2 とし、上限額は 300 万円とする。

#### (2) 店舗等修繕の場合

10 万円を超える額の 1/2 とし、上限額は 100 万円とする。

### (支援対象期間)

第 5 条 支援対象期間は、平成 25 年 10 月 16 日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。ただし、必要に応じて期間を延長することができる。

### (申請書類および添付書類)

第 6 条 下記の書類を観光産業課へ提出すること。

(1) 大島町中小企業再建支援補助金交付申請書（様式第 1 号）

(2) 購入や修繕等の費用が確認できる書類（見積書・契約書・請求書）

(3) リ災証明書

(4) 町長は、特別の理由があると認めた場合は、一部の書類を省略することができる。

### (交付決定)

第 7 条 申請書を受理後、審査会（副町長、政策推進課長、土砂災害復興推進

室長、観光産業課長）において審査し、交付決定通知書（様式第 2 号）により通知する。

（補助金の請求・支払）

第 8 条 交付決定を受けた者は、大島町中小企業再建支援補助金請求書（様式第 3 号）を提出すること。支払いについては、請求後速やかに指定口座へ支払うこととする。

（実績報告）

第 9 条 補助事業完了後、大島町中小企業再建支援補助金実績報告書（様式第 4 号）を提出すること。なお、既に事業が完了した状態で交付申請し、且つ交付決定を受けた者は、大島町中小企業再建支援実績報告書兼請求書（様式第 5 号）を提出することで、請求書及び実績報告書を兼ねることができる。

（決定の取り消し）

第 10 条 補助対象者が偽りその他不正の手段により決定を受けたとき、または決定を受けた事業を実施しない場合、町長は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第 11 条 補助金の交付の決定を取り消しされた補助対象者は、すでに補助金が交付されている場合、町長が定めた期日までにその額を返還しなければならない。

（情報公開）

第 12 条 大島町情報公開条例に基づく情報の公開があった場合は、情報の公開につとめなければならない。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めがなく疑義が生じたとき、また、この要綱の施行に当たって必要な事項が生じたときは、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 3 月 1 日から施行する。



様式第 1 号

平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町  
申請者 名 称  
代表者氏名 (印)

大島町中小企業再建支援補助金交付申請書

大島町中小企業再建支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて、下記のとおり交付を申請します。

記

|                             |                     |  |     |  |
|-----------------------------|---------------------|--|-----|--|
| 施 行 場 所                     | 大島町                 |  |     |  |
| 被災宅地の所有者                    | 氏 名                 |  | 連絡先 |  |
|                             | 住 所                 |  |     |  |
| 被災宅地の状況                     |                     |  |     |  |
| 整 備 内 容                     |                     |  |     |  |
| 整 備 期 間                     | 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 |  |     |  |
| 整備費用総額                      | 金 円                 |  |     |  |
| 交付申請額<br>補助率 1/2<br>千円未満切捨て | 金 円                 |  |     |  |

○関係添付書類

様式第 2 号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

殿

大島町長 三 辻 利 弘

大島町中小企業再建支援補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付をもって申請のありました大島町中小企業再建  
支援補助金申請を次のとおり交付することに決定したので通知します。

1. 交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円
2. 交付の方法 指定口座振込
3. 請求の手続き 請求書を観光産業課（2-1446）へ提出ください
4. 申請の撤回 この補助金の決定内容等に異議があるときは、この通知書受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができる

様式第 3 号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町  
申請者 名 称  
代表者氏名 (印)

大島町中小企業再建支援補助金請求書

平成 年 月 日付 大観収第 号～2により交付決定通知の  
あった標記補助事業について、下記のとおり請求いたします。

記

1. 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 銀 行 名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

口座氏名 \_\_\_\_\_

様式第 4 号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町  
申請者名 称  
代表者氏名 (印)

大島町中小企業再建支援補助金実績報告書

平成 年 月 日付 大観収第 号～2により交付決定通知のあった標記補助事業が完了したので、下記のとおり、その実績を報告いたします。

記

1. 補助金既受領額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 内容

- ・ 住所
- ・ ☐ 購入等 ☐ 修繕等
- ・ 事業完了日 平成年 月 日

3. 実績を証する添付書類

- ・ 支払いを証する書面等（領収書の写し等）
- ・ 整備した施設・設備等が確認できる写真



様式第 5 号

文 書 番 号  
平成 年 月 日

大島町長 三 辻 利 弘 殿

所 在 地 東京都大島町  
申請者 名 称  
代表者氏名 (印)

大島町中小企業再建支援補助金実績報告書兼請求書

平成 年 月 日付 大観 第 号～2により交付決定通知のあった標記補助事業が完了したので、下記のとおり、その実績を報告するとともに請求いたします。

1. 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2. 実績を証する添付書類  
・ 支払いを証する書面等（領収書の写し等）  
・ 整備した施設・設備等が確認できる写真

3. 銀 行 名 \_\_\_\_\_

口座番号 \_\_\_\_\_

口座氏名 \_\_\_\_\_

平成25年伊豆大島土砂災害記録誌

平成29年3月 大島町防災対策室

〒100-0101 東京都大島町元町1丁目1番14号

Tel : 04992-2-0035 Fax : 04992-2-1371



大島町の花・木 つばき